

## 令和5年第2回定例会（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）午前10時00分開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 出納検査報告
  - 日程第 4 一般質問
  - 日程第 5 同意第 1号 副町長の選任について
  - 日程第 6 同意第 2号 監査委員の選任について
  - 日程第 7 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第 8 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第 9 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第10 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第11 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第12 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第13 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第14 同意第10号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第15 同意第11号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第16 同意第12号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第17 同意第13号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第18 同意第14号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第19 同意第15号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第20 同意第16号 農業委員会委員の任命について
  - 日程第21 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 

### ○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

---

### ○欠席議員（0名）

---

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

---

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田東	総務課長	中村雄司
財政課長	青山栄久雄	情報防災課長	庭田昌輝
政策推進課長	花巻亘	税務課長	佐藤恵美子
会計課長	関口順子	住民課長	福川晃也
環境生活課長	村山徳收	福祉課長	谷口真樹
子育て支援課長	川崎恵子	健康推進課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

---

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育課長 與田敏樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	学校給食センター長	福永崇弘
スポーツ振興課長	高橋雅貴		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長 赤石旭

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1番 澤出明宏

2番 神崎和枝

午前10時00分 開会

---

## 開会・開議宣告

---

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第2回七飯町議会定例会を開会いたします。

---

## 町長挨拶

---

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集にあたり、町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 令和5年第2回七飯町議会定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第2回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も5月8日、季節性インフルエンザと同等の5類相当に位置づけられ、ようやく経済活動も動き出しました。函館の若松埠頭に豪華クルーズ船も着岸するようになり、今年度はクルーズ船が47回入港する予定ですが、大沼公園でのゴルフやランチのコースも設定されており、少しずつですが、函館、大沼の観光客も増加してきました。

また、道の駅なないろ・ななえでは、平成30年3月23日の開業から5周年を迎えましたが、町民はもとより、函館圏域、地元の皆様の御理解と御協力により5月20日に来場者数500万人を達成いたしました。

そして、このたび3期9年務めていただいております宮田副町長が令和5年6月30日で退任されることになり、北海道庁から市町村行政に精通し、豊富な見識を有している職員を公認とする副町長の選任についての同意をお願いし

たいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、定例会に提出いたします議案は、同意17件と条例の制定1件、条例の一部改正5件、補正予算2件、町道路線廃止1件の議案9件、報告3件の合計29件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

---

## 日程第1

### 会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

1番 澤 出 明 宏 議員

2番 神 崎 和 枝 議員

以上、2議員を指名いたします。

---

## 日程第2

### 会期の決定

---

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 諸般の報告

---

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

次に、七飯町議会広報公聴特別委員会より閉会中の委員長辞任に伴い、新たに上野武彦委員を委員長に互選した旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3

#### 出納検査報告

---

○議長（木下 敏） 日程第3 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

永田代表監査委員。

○監査委員（永田英利） 6月定例会に報告します例月出納検査につきましては、2月、3月、4月分の3か月分でございます。

2月分につきましては、3月28日、29日、30日、31日、3月分につきましては、4月25日、26日、27日、28日、4月分につきましては、5月23日、24日、25日、26日、29日、30日、31日に行っております。

会計課長及び下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び貯金等の金額が釣り銭を省いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告申し上げます。

また、3月31日には、公営企業会計の貯蔵品につきましても確認しております。

別に、実値棚卸表を添付しておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

代表監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

---

#### 日程第4

#### 一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、5問の質問を行いたいと思います。

本日、傍聴に来られた方、あるいは録画で動画配信を見られている方、ありがとうございます、御礼を申し上げます。

定例会、議員の定数が14名になってからの最初の議会ということで、先日、アメリカのテキサス州ヒューストン在住の方から御意見を賜りました。動画配信の効果が、そういうところにも出てきているのかなということを実感しながらの質問になります。よろしく願い申し上げます。

1問目。町内の公園の状況とその管理についての質問であります。

昨年末からの冬期間は例年とは違い、平均気温も低めに推移し、降雪量が特別多いわけではありませんでした。雪が降る機会が少なかったために積雪期間が長かったようであります。

春の兆しを感じ始められると、一気に雪解けが進み、春分の日には多くの町民の方が町内各公園に出向き、御家族連れや子供同士で穏やかな休日を楽しまれておりました。

しかしながら、都市公園のトイレや水道は、例年通り冬期閉鎖中のままであり、不便を訴える声が役場にも寄せられていたものであります。季節の変わり目に委託管理を受けている施設管理者が即応することは簡単ではないと理解しますが、そこは住民サービスとしてできることを考え、見直す必要があるのではないでしょ

うか。

また、町内各地で住宅地の造成が進み、子育て世帯が増えていると感じられますが、一定以上の開発行為が行われる場合、設置を義務付けられている緑地公園が増えるだけでは、都市環境が向上しているとは言い難いと感じます。

もっと子育ての環境として、あるいは高齢者の方々が日中過ごしやすい場所の提供に改めて見直しを図るべきと考え、次の点についてお伺いをいたします、6点です。

1点目は、都市公園数と面積と一人当たりの公園面積、また、他自治体などとの比較対象にした場合についてお尋ねをいたします。

2点目、開発行為に伴い緑地公園の実情についてであります。

3点目、町内の都市公園及び開発行為に伴う緑地公園の委託管理の状況と契約内容についてお尋ねをいたします。

4点目、冬期間の利用管理について。

5点目、閉鎖期間中において、災害対応などにより急遽施設を開放するなどの施設管理を行うことについて。

6点目、新たな都市公園増設の考えについてであります。

**○議長（木下 敏）** 都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** それでは始めに、1点目について答弁をいたします。町内の都市計画公園内の都市公園数は12か所、総面積は9万7,200平米、町民一人当たりの面積は3.5平米となっております。

また、他自治体との比較になりますが、近隣の函館市は22.09平米、北斗市は11.8平米と住民一人当たりの面積が当町より多い状況となっております。

次に、2点目になります。開発行為に伴う緑地の実情ではありますが、始めに、原則整備済みの緑地が帰属されますので、未整備のものはございませんので、御理解願います。整備済みについては、93か所の緑地、総面積は約3万8,300平米となっております。また、近年の整備内容につきましては、基本的に境界柵などを事業者に向けてもらうよう義務付けておりま

す。

次に、3点目ですが、都市公園12か所のうち、七飯総合公園については、毎年指名競争入札を行い、4月から11月の間、管理棟の施錠、草刈り・剪定、消毒などの委託業務を行っております。残りの都市公園11か所については、シルバー人材センターに草刈り、定期清掃などの委託業務をお願いしております。その他、都市公園トイレ清掃委託になりますが、町内会などに業務をお願いしております。

また、開発行為の帰属等の緑地については、93か所のうち70か所を七飯町森林組合へ委託し、残りの23か所については各町内会がらびっ子広場として維持・管理を行っている状況にあります。

次に、4点目ですが、七飯総合公園のみ1月から2月の間、管理棟の施錠と駐車場の除雪業務を行っております。その他の都市公園や開発行為緑地については、かねてから近隣住民の要望がありました冬期間の排雪場所として平成28年より解放している状況にあります。

5点目についてですが、基本的に七飯総合公園については、災害などにより急遽施設を開放することは可能と考えております。また、七飯町地域防災計画にも指定緊急避難場所に指定されていることから、情報防災課と連携し、必要に応じて施設を開放できるよう備えてまいります。

最後に6点目になります。現時点では、新たな都市公園増設の計画はございませんが、現在進めている社会教育施設建設事業に合わせ、都市公園を設置することが可能かの検討をしてみたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

**○議長（木下 敏）** 平松俊一議員。

**○10番（平松俊一）** それでは、1点目から6点目まで再質問を行いたいと思います。

町民一人当たりの面積に直しますと、3.5平米が七飯町と。函館市は22点ちょっと、北斗市が11.8平米ということで、相当な一人当たりの面積の開きというものがある、何かこう

見渡せば、それほど七飯町は緑が少ない印象がないのですけれども、公園としての面積というのがかなり少ないという状況になっていますけれども、これはなぜなのかを分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。これが1点目の再質問になります。

2点目は、開発行為をした場合に、その開発行為の面積にもよるのでしょうけれども、大概の場合は3%を緑地公園にしろという決まりがありまして、これに沿って造成地ごとに緑地公園というのはできていくわけなのですが、93か所あるということで、その緑地公園に対する町としての義務というのは警戒柵、これをつけなさいということだけなのでしょう。例えば、その柵の構造ですとか、規模にもよるかもしれませんが、水飲み場であったり、トイレの設置だとか、そういうことが要望としてできるのかできないのか、そういうことの町のお考えを再質問させていただきます。

3点目は、都市公園が12か所あるということで、若松公園だけは別格ということで、これは毎年、指名競争入札をしていると。トイレの清掃、草刈り、そういったものが入っていると、これはシルバー人材センターが草刈りをしている。

それから、開発行為の帰属での緑地公園というのが93か所あると、かなりの数があります。それで、都市公園の状況、若松公園に関することとかは理解できましたけれども、この帰属する緑地公園とかは、町内会に委託しているものも23か所あるということなのですけれども、この公園の周りの方によく言われるのですが、ペットの糞ですとかゴミなどの対応、確かに、看板等を出したり、議会だよりなんかにも書いてありますけれども、まだまだ何かご不満をお持ちの方も多いようですので、そういったことに対して、町内会から望まれる声があると思うのですが、町の考えをお聞きしたい。

それから、そういう要望を出されている町内会から、何かもう少し町のほうにこういうことを援助してもらいたいとか、そういうことがあるのでしたらお聞かせを願いたいと思います。

4点目の冬期間の利用のことですが、これは、若松公園は1月から2月の間は除雪と管理棟の施錠をしているということですので、そうなりますと、12月と3月というのは、管理対象から外れていると思うのですけれども、これはどういった意味があるのか、お答えを願いたい。

それから、何年か前から、都市公園やこの緑地公園というのを雪捨て場にしておりますけれども、これについて何か問題が起きていないのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目ですけれども、若松公園は、地域防災計画で指定の緊急避難所に指定をされているということなのですけれども、常時除雪はしていないということですから、緊急時になったときが、その除雪をしていない期間であれば、改めて除雪から始めるという対応をしなければいけないことになってしまいますけれども、緊急のときに除雪車を持って行って、除雪から始めるということもどうなのかなという気がしますので、このことについてもう一度、できればシーズンを通してちゃんとやっておいたらどうなのかという主旨での再質問を行います。

最後の6点目ですけれども、新たな都市公園の増設、用地の少ない中で大変かと思うのですけれども、九十何カ所の3%の緑地公園というのがある。ほとんど除雪、雪捨て場としての価値はあるのかもしれませんが、年間を通してあまり利用されているという印象はないのですが、何かこの辺の在り方についても、考え直す気はないのか。

それから、公園ではありませんけれども、街路事業のために土地を購入している場所がある。購入金額1億円近くあったと思うのですけれども、その土地は、道路用地として町が確保しているのですが、まだまだその事業が始まる気配も全くないと。それであれば、物すごい投資をする必要はないのですけれども、子供たちがキャッチボールをしたり、自転車の練習をしたり、そういうことができるような公園と言えるかどうか分かりませんが、そういう利用の仕方ということが考えられないのか、都市

公園の増設ということとは、ちょっとずれるかもしれませんがけれども、キャッチボール程度とか、そのようなことに使える土地、こういう町が持っている土地、利用できるようなお考えがないのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、6点、7点ほど質問がありましたので、随時説明していきたいと思っております。

まず最初に、七飯町が3.5平米ということですが、少ない理由ということですが、一つの大きな要因としては、函館市の場合、市街化調整区域内に、自然的要素がある函館山、それは函館山緑地として都市緑地としていること。また、北海道で建設された道立の四季の杜公園を広域公園としていること。あと、墓なのですけれども、東山墓園などを都市計画決定しております。

また、北斗市においても、市街化調整区域内の野崎墓園という墓を都市計画決定していることから、当町より住民一人当たりの面積が多いという状況になっております。

あと、二つ目。その設置義務という基準の中で、柵とか水飲み場、あとトイレなどの設置などの義務付けということなのですけれども、これについては、開発行為の許認可において、柵また水飲み場、トイレなどの設置義務付けはございませんので、御理解願います。

また、あくまで先ほどもお答えしましたがけれども、基本的には七飯町が境界柵、これについては隣地に対してはフェンス、また道路の手前には擬木柱などの設置をお願いしております。

また、そのほかで言いますと、面積の大きさによりましてけれども、町内会と事業者間で協議をしていただいて、ゴミステーションの設置が必要な場合、設置もお願いしているところであります。

あと、3点目。都市公園というか帰属緑地についてのペットの糞、あとゴミ捨てなどに対応した町民の対応になりますけれども、これについては、その都度、協議させていただいて、看板などを設置して、注意喚起をしているところ

でございます。

また、23か所の維持管理しているその町内会に対しての要望についても、23か所のトイレの区分なのですけれども、23か所ではなく、トイレ清掃委託ということで、8か所、町内会にうちのほうは委託管理をして、トイレの清掃などをお願いして、内容については、トイレで使用する備品とか消耗品などを支給して対応している状況になります。

次に、4点目になります。4点目の総合公園、若松公園の1月、2月以外の12月、3月の除雪に対して、除雪業務が外れていると。また、その他の緑地について何か問題はないかという部分になります。基本的に挙げられるとしたら、単純に12月については、まだ雪が少ないという状況であることと、3月については、雪解け時期に入ることから、管理対象として外して委託している状況にあります。

また、その他の都市公園、緑地の雪捨て場については、ほかに問題がないかという部分ですけれども、先ほどお答えいたしました。かねてから近隣住民の要望がありました冬期間の除雪・排雪場所として開放いたしましたので、私ども担当としては、要望に対する問題は一つ解決したと考えております。

また、その他、冬場に関しての住民からの要望などは特段ございません。

次に、5点目の総合公園の災害対応など緊急時のため、シーズンを通しての利用は考えられないかという部分ですが、議員おっしゃるとおり、緊急時の除雪対応も想定されます。また、今年のように雪解けが早く、住民から管理棟などの施設開放を望む声が多く寄せられていましたので、今後、検討課題と私どももしておりますので、この辺については、少しお時間をいただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

あと、緑地の部分ですけれども、開発行為で行ったその緑地、93か所、利用されている部分はありますけれども、利用がないように思うという部分につきましてですけれども、これについては、都市計画法上、一定以上の開発行為

の基準が定められているものでありますので、その辺については御理解願います。

また、繰り返しの答弁になりますが、公園を増やす考えについては、現在進めている社会教育施設建設事業に合わせて、都市公園を新たに設置できるかどうか、可能かどうかの検討をしてまいりますので、御理解願います。

あと、街路ですか、都市計画道路、恐らく、昔、専攻取得した中島臨工通の部分だと思えますけれども、これについては、ちょっと今、北海道のほうに整備計画の要望を継続的にしている場所になりますので、ここは今、要望はしているのですけれども、その一時的公園として開放するという部分については考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、私からは5点目について説明させていただきます。

赤松公園なのですけれども、指定緊急避難場所として指定されておりまして、この指定緊急避難場所というのは、災害が発生した直後に命を守るために一時的に緊急的に避難する場所というふうになっておりまして、ここで数日間滞在するという想定ではありませんので、当然、そういった場合、除雪から始めるとか、そういった時間的余裕もないと思えますので、まずは、こちらの指定緊急避難場所である赤松公園のほうに緊急的に非難していただいて、もし、数日間、危険がなくなるまでということであれば、別な指定避難所、例えば、会館ですとか、文化センターですとか、そちらのほうの避難所のほうで滞在していただくということを想定しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、再々質問、少ないですけれども。

今、防災課長の答弁なのですけれども、例えば、道の駅なないろ・ななえの駐車場というのは、駐車場が避難場所に指定されていますね。例えば、峠で物すごい大吹雪になったとか、過

去に1回でしたか、あったと思うのですけれども、それで、その車の待機場所にするとということで、あの駐車場があるということなのですけれども、あそこと比べれば、大分離れてはいますけれども。万が一、そういうふうに車を停めておく場所がないといったときに、あかまつ公園のほうに誘導する、大した台数でもないでしょうけれども。そういったときに、除雪がされていないのであれば、誘導もできないということになりますし、わずかこの12月と3月だけ除雪もしない、トイレのシャッターも開けないというのは、経費的には少しでも詰めたいというお考えなのでしょうけれども、その緊急時に使おうという中に入っているのであれば、これは、ぜひとも年間を通して即使える体制を築いておくということが必要ではないかなと思いますので、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、6点目の質問、これは町長のお考えになるかもしれませんが。街路事業で取得をして、もう随分たっている土地ですね。それが、草刈りはやっているのですよね、それほど頻繁にはではないですけれども。それから、要望しているのもよく承知しています、これは毎年やっていますから。

ただ、先ほども言いましたように、小さい子供が自転車を乗れるように練習するだとか、そういったところでは、都市公園では非常に狭くて、キャッチボールもやってはだめとか、いろいろあるのですけれども。少しでも数を増やしておく、少ない子供たちがゆっくりほかも遊んだりできる場所に持ってこられるのではないかなという気持ちで質問しているわけですけれども。特別、トイレを造ってほしいとか、水道を配管してほしいとか、そういうことはなくて、ただの広場として少しでも町有地を有効に利用するという観点で考えて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、全体を通してですけれども、やはり公園の面積が少ないというのは、ちょっと七飯町のイメージに合わないのかなという気がしますので、これについて総合的にどのようなお考

えを持っていらっしゃるのかも併せて再答弁いただけるとありがたいのですか。よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 2点ほど出ましたけれども、道の駅なないろ・ななえについては、除雪体制が整っていると、あかまつ公園についても12月、3月ですか、その辺は緊急指定避難場所として指定されているのであれば、除雪体制を整えたほうがいいのではないかとこの部分については、先ほど、私も答弁しましたけれども、その辺については、雪解けの部分の住民対応もありますので、今後、情報防災課と確認を取りながら、必要な部分についてはやっていきたいと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

あと、また中島臨工通ですけれども、先日、私どもも改めて道に要望に行きましたけれども、現在、道道大野一だ中山線、継続整備しております。その後に、町として、中島臨工通のあのオオバを道にお願いをして、やっていけないかと、もう何年もやっていますので、この辺については、現在やっている道道中山線については、令和7年、8年をめどに完了していく予定でありますので、その辺については、あの場所を町で臨時的な公園の場所としては整備の考えはございませんので、その辺、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 公園の広さについて。今、最後のときに、要は、七飯町がどうして公園がこんなの狭いのかということ再度、また、あと、そういうことに対して町はどういうふうに考えているのかということも聞いたように私は感じたのだけれども。誤解を招く、これはビデオで流れているから、録画で流れているものだから。要は、七飯町の現状をきちんと、都市計画区域内が七飯町は面積の半分しか入っていないからね、都市公園と言われているところは、大沼とかも全部除外されているし、そういうことをきちんと正確に答弁もらえればありがたいです。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 大変申し訳ございません。

都市公園が七飯町が少ないということで、今後の増設の部分ではありますけれども、先ほど答弁しましたけれども、函館市、北斗市については、都市計画区域内の中でも市街化調整区域に多々、都市緑地なり、そういう部分がございます。

また、七飯町については、市街化調整区域に公園があるとしたら、今のあかまつ公園、総合公園一つになりますので、都市計画区域内で考えると、公園面積は大変少ないのですけれども、七飯町については、大沼国定公園もございますし、その辺は区域外ですけれども、公園がありますので、今後、社会教育施設の部分で公園の増設は考えられますけれども、現時点では、その部分を除いた部分では、都市公園の整備は今のところ考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 最後の質問は、町長にお答えをしていただきたいということで、繰り返しの質問をしたのですが、課長の答弁で終わりたいと思っております。

それでは、2問目に移ります。町内におけるゴミの不法投棄とポイ捨てについての質問であります。

昨年、ある町内会より一般ゴミの不法投棄対応に関する陳情書が町に提出されましたが、町内会の方の地道な御努力と警察、役場の対処が実を結び、解決した事例がありました。規模は小さかったのですが、執拗に繰り返されました不法投棄に対して、しっかりと根気強く向き合った町内会の方には成功事例として参考になる点が多く、評価するべきと感じました。

町内には、同じように散歩途中で毎日のようにゴミ拾いをされている方も意外と多く、担当課に連絡が入ることも少なくないようであります。

しかし、これらは氷山の一角であり、山間地側に見ると、多種多様な不法投棄が存在し、平地部分でも人目のつかないところでは投棄が繰

り返され、道路沿いではポイ捨てが多発している残念な状況であります。

住みやすいきれいな七飯町を目指すために、次の点について伺いたいと思います。4点あります。

1点目。現在、町が行っているゴミの不法投棄対応の状況について。

2点目。不法投棄やポイ捨てに対する町内会の対応について。

3点目。ポイ捨てに対する町の対応策について。

4点目。これからの啓発活動や新規の対応策についてお尋ねをいたします。

**○議長（木下 敏）** 環境生活課長。

**○環境生活課長（村山徳収）** それでは、1点目から順次、お答えさせていただきます。

1点目についてでございますが、環境美化清掃員2名により週3回不法投棄等のパトロール及び回収や通報等による不法投棄物回収を実施しております。また、不法投棄を発見、または通報を受けた場合、函館中央警察署、渡島総合振興局と連携し、投棄場所の監視、巡回、情報共有及び迅速対応できる体制強化を進めるなどの対応を実施しております。

次に、2点目についてでございますが、町内会において不法投棄を見つけたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、禁止されている犯罪行為であることから、町もしくは警察に連絡いただく対応となり、対象物が小さい空き缶やペットボトルなどのポイ捨てについても同様の対応となるものでございます。

また、町内会維持・管理のゴミステーションへの不適正排出の相談があった場合、町でゴミステーションへ注意喚起看板設置を行うなどの対応も実施しているところでございます。

3点目について。ポイ捨てが繰り返される場所への警告看板の設置及びパトロールを実施し、警察を始め、渡島総合振興局などの関係機関と連携し、対応しております。

4点目についてでございますが、これからの啓発活動として、七飯町公式ホームページに不法投棄禁止、ポイ捨て禁止啓発サイトの新設。

また、FMいるか放送の町政だよりの行政情報として不法投棄、ポイ捨てを禁止する旨の放送を実施するとともに、新規の対応策としたしましては、不法投棄が繰り返される場所への監視カメラの設置をしております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 平松俊一議員。

**○10番（平松俊一）** これは、なかなかやっかいな問題ですし、私も関連する質問を何度か行っておりますけれども、2名の方が週3回パトロールをして、あんまりひどいときには、中央署、振興局に連絡をして対応するということなのですが、最後の御答弁の中に監視カメラという言葉がありましたけれども、これ、4点目で聞いたほうがいいのか、その対応する中に、監視カメラを設置したり、この頃、監視カメラというのは随分安いものがたくさん出てきているのです。今回のこの質問の中で、対応された町内会の方も監視カメラの対応も相当考えたみたいだったのですけれども、そのときはちょっとやれなかったみたいなのですが、インターネットで見ますと、充電1回すると、何か月もそのセンサーが働いて、ちゃんと録画ができるというカメラも1万円もしないで出ると。こういうものであれば、あちこちに、常時捨てられるような場所に設置をしておく、ただ捨てられたゴミの対応をするのではなくて、車両のナンバーだとか、どんな人が定期的にここに来ているとか、そういうことが分かると思うので、そういう対応を取ったほうがいいのではないかと思うのですが、これを1問目でとりあえず再質問させていただきたいと思います。

町内会は、私の住んでいる町内会もそうなのですが、あまりにひどいときは役場に連絡して、役場に対応してもらっていると。ただし、ゴミステーションの周りに捨てられているものは、仕方ない、不法投棄にあたらぬという、前にも警察と相談しましたら、不法投棄とは言えないということなので、できる範囲では町内会も対応している、私どもは、そういう町内会がほかにもあるのかなと思ひまして、質問しました。これは、基本的には町のほうで対応する

と、看板とか、そういうものも設置するという御答弁でしたので、これはいいでしょう。

3点目も同じことなのですかね、それで、1問目から4問目、トータルでのことなのですけれども、結局、どうやって減らすかというのは、もう永遠の課題のような状態なのですけれども、少しでも減らす、これは例えば、子供たちにきちんとそういう教育をしておく、大人になったときに捨てる人は減るのでしょうし、そういうこともやってきたのでしょうか、改めてそういうことに力を入れる必要があるのかなというのが1点。

それから、例えば、シンガポールは、たばこを路上で捨てるだけでも何万円という罰金を科せられる、こういう所もあります。何か、その罰で防ごうというのは、どうなのかなという方も多いかと思えますし、私もそういう気持ちはありますが、結果として、いつまでもそのたちごっこの状況をどこかで止めるためには、やはり町もそういう条例をきちんとつくって、明らかに投棄した人を限定できる場合には罰金を取るか、そういった条例の制定などを考えるお考えはないのか、この点について再質問させていただきます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目。周知・啓発、あと子供たちへの教育というところでございますけれども、そちらについても、効果的であるのかなと。国、道とかのいろいろな調査・研究方法を見ると、やはり効果的な部分がそういう住民・子供も含めた方への周知活動というのが必要なのかなと考えてございます。

続きまして、条例でございますが、現在、七飯町においては、そういうポイ捨て等の条例は制定してはございませんが、北海道の条例で罰則規定があるものが、七飯町のエリアも全て対応となっている状況でございます。現在でもポイ捨ては北海道の条例で言うと、罰則とかがあるようなもので規制はされているというところでございますが、議員おっしゃるには、多

分、七飯町独自にそういう形でやることによって、そういう啓発活動とかも含めて抑止力になるのではないかという主旨の質問と捉えてございますので、そういったところも道条例、あと、町で独自で条例を制定した場合の効果等、今後、研究しながら検討してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（柴田 憲） それでは、学校の子供たちの教育に力を入れるべきではないかという点について、学校課のほうでお答えしてまいります。

学校における教育については、地域や学校の実態に応じて教科の枠を超えて特定の主題について総合的に学習を組織する教育課程である「総合的学習の時間」というものが各学校で実施されており、その中では、環境教育も行われております。SDGsやリサイクル、環境保護などいろいろなテーマで授業、研究が行われており、令和4年度の実践活動では、地域のゴミ拾い、清掃、資源回収などの取組が複数の学校で行われております。

こうした環境教育によって、時代を担う子供たちにこうした意識が根付いていくことで、不法投棄やゴミのポイ捨てを許さない、させない地域づくりの一端になっていく、つながっていくと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 答弁漏れでございますので。

ゴミステーション等への看板の設置でございますけれども、先ほども1回目と重複でございますけれども、繰り返し、不法投棄ときとかそういうゴミステーションの部分に不適切排出等ございましたら、カメラのほうの設置も積極的に活用してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 今の御答弁、本当にありがたいことで、町内会でも、その監視カメラをつけたいという、ここの例もそうでしたし、我が町内会もそういうことを検討したこともありました。

ただし、それを盾にとって、あなたが写っているでしょうという話は、我々がする権利はないのです。

ですから、町として、その条例に基づいてそういうことをきちんとやっていますとかとなると、筋道が通るといふことなので、ぜひ町長、こういう条例の制定を早期にやっていただいで、5年、10年かかるのかもしれないけれども、そのきれいなまちづくりをぜひ目指していただきたいなと思います。

何か一言ありますか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） ゴミの処理に関しましては、資源として分ければ資源になりますし、混ぜればゴミになってしまうというような形で、ゴミも分別をしながら適正にゴミステーションのほうに指定した日に出していただきたいというふうに思っております。そして、その中で、ゴミステーションは各町内会で管理しているゴミステーションですから、その利用者以外の方が捨てる場合は、これは不法投棄になる恐れがあるということで、これは警察のほうと以前お話ししたときには、なかなかそれはという話だったかもしれませんがけれども、捨てる内容のものにもあるというふうには思います。

また、この不法投棄の部分も含めて、国の法律で大分罰金とか、そういうものもあるのですが、その中で、啓発的な部分で地域として、七飯町で、そういうポイ捨て禁止条例だとかというものはどうするかということは、今後、町内会のコミュニティ部会だとか、そういう部分もありますので、皆さんと協議した上で、検討というか考え、研究していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、3問目に移ります。七飯町の湧水についての質問であります。

本年2月で中島湧水の一般利用ができなくなり、多くの方から苦情が寄せられ、これは私にですけれども、経緯を訪ねる声や再開を望む声もいまだに絶えませんが、一方では、地元の方々には好評をいただいている現実もあります。観光名所と言えるほどではありませんでしたけれども、近郊では知られていた名所であったことには間違いはなく、新たな形での再開を待ち望む声も多いと思います。

町内には、ほかにも多くの自然湧水が存在しており、七飯町のイメージアップにつなげるために、例えば、横津岳湧水巡礼地等の名所として各地の湧水を町が整備を進めることができないか、以下の点について3点お伺いをいたします。

1点目、役場が把握している町内に存在する湧水源について。

2点目は、水源の所有者に対して、一般利用に向けた意向調査をすることについて。

3点目、湧水の町として七飯町を位置づけ、整備推進を検討することについての質問であります。お願いいたします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 3問目については、町内の湧水を町のイメージアップ、観光振興に活用できないかとの質問と捉え、私のほうから一括して御答弁申し上げます。

昭和52年11月3日に制定されました七飯町町民憲章にも「私たちは、秀峰駒ヶ岳と横津連山のふもと、豊かな水と緑に恵まれ、近代農業発祥の歴史を持つ七飯町の町民です。」とあり、豊かな水に恵まれていることは町民に理解され、町のイメージとして定着していることと思っております。

現在、その豊かな水をミネラルウォーターにして、事業者が製造販売しているほか、精密機械工業の誘致、北海道新幹線総合車両基地での新幹線車両の洗車や日本酒の酒蔵、クラフトビールの製造など、まさに豊かな水に恵まれ、

様々な分野の産業が発展しています。

町としましては、今後も豊かな水に恵まれていることを誇りに思うとともに、観光分野というより、商工業の振興に活用できるよう民間事業者の様々な事業の推進に町も協力してまいりたいと考えておりますので、御理解ください。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 3問一括答弁ということです。

平松俊一議員。

**○10番（平松俊一）** 一括ということですね。

そうすると、個々の水源を改めて調査をしたり、利用させていただきませんかという意向調査、こういったものはしないという御答弁ですね。あくまでも、事業者ベースでやっていくということ。

この中島湧水の使えなくすることが、広報にも載りましたが、その説明文では、何か今後きちんと考え直して、再開をするのではないかとと思われるような文章表現でしたけれども、この点についても一度御答弁を願えないでしょうか。

いろいろな問題が起きているというのは、承知しております。ただし、実際に利用している人たちの声と御近所で暮らしている方たちの不便、これを突き合わせしたときに、なかなか解決策が見つからないということで利用を止めたということなのでしょうけれども。今現在、はっきり言って、農業をやっている方があそこからどんどん水をくんでいっているかといったら、そうでもない。ただし、あの場所で水をくんでいただくには、あまりにもまた前を同じようなトラブルが発生する可能性があるということで、今は止めたということなのでしょうけれども。何かもう少しやり方がないものかなと。例えば、農道沿いのほうに水を引っ張ってきて、農道沿いに町が、駐車場というのですか、水くみ場みたいなものを整備をする、それは土地所有ですとか、いろいろな事業費としてのお金もかかる話なのでしょうけれども。そういうものがあるかないかとは、大分違うと思

うのです。

ニセコのある温泉地のところに、有名な名前でもちょろちょろ出ている水があるのですけれども、これが非常においしいというので、一、二度寄ったことがあるのですけれども、全然一人がくんでいけば何分間かはくめない、量的に、羊蹄の湧水なんかはじゃーじゃー出ていますから、あれとは関係ないですけれども。ニセコの温泉地にある水を、よくこんなみんな我慢して並んで待っているなというような量しか出ていなくても、おいしい水だということで、あまりトラブルの話は聞きませんでしたけれども、根気よく待って水をくんでいっているという場所もあるのです。

ぜひ、七飯町で、無限かどうかは分かりませんが、この湧いている水でいろいろな方が七飯町に集まっている、お金を落としているかどうかはそれは別として、七飯町に来ているのが事実だったのですから、こういうものをいい形で再開をしてもらいたいという声は、非常に多いと思います。広報に載っていた説明文に対する今後の町の考えがもしあるのであれば、再度答弁をお願いしたいです。

**○議長（木下 敏）** 暫時休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（木下 敏）** 休憩前に引き続き、再開いたします。

平松俊一議員の再質問に対する答弁より入ります。

町長。

**○町長（杉原 太）** 平松議員がおっしゃるように、中島の水は非常に水質もよく、おいしい水ということで、評判のいい水でございました。

しかしながら、広報にも掲載しているように、その水の取水に関わって、争いごとが起きたり、あるいは24時間関係なく、あの付近を車でスピードを出したまま走行されたりして、御近所のほうにも埃が舞ったり、あるいはそう

いう騒音の問題だとか、というような近所迷惑の部分が多くて、そして、しかも、道路も私道であったということ。それから、そこから奥まった所に水道水源があるということで、それこそ、その水道水源が1問目の質問にもあったように都市公園だとか、そういう環境のいい所があればこそ、活用はあるのですけれども、今、想定していることは、そういう用地の要件だとか、そこまで行く、進入する道路の条件だとか、周りの周辺環境に迷惑がかからないような形の中で町有地としてきちんと管理した上で、この水源がきちんとモラルを守って、皆さんがくんでいけるような体制、条件がそろった場合には進められるかなとは思っておりますけれども、今の状態では周りの付近含めて、民地、それから私道というような環境の中ですので、当面、しばらくの間は、中島地区の農業用水として活用していきたいというふうに考えておりますので。また、それ以外のところで、七飯町が所有する湧水というのが、今のところございませんので、そういう意味で御理解いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） おっしゃることは、よく理解はできます。ただ、今年度、町道中之島線、通称広域農道と言われている道路改良を行うと、これから上がってくるという資料を頂いているのですけれども。今の湧水の場所と能動の間には、民地があります。ある企業の駐車場用地としてあるのですが、例えば、ここをパイプで出してくると。それと、今回のその道路改良のときに、若干駐車帯みたいなものを造って、農道側でその水をくめるようにするということには、それほど莫大な予算は必要としないというふうに私は思うのですけれども、そういうことが考えられないのかどうか、せつかくのその水です。今、町長がおっしゃいましたし、担当課長からの説明もよく分かります。本当にトラブルが多くて、近所の方には大変なご迷惑をかけていたということがありますが、今

度、その農道のほうで水がくめるということになれば、これは24時間いつくんだって、誰にも迷惑もかからない状況をつくれるかと思うのですが。その辺、再考できないかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） あくまでも、この水は有料でということであれば、そういう投資をして水の料金でもって回収するというのも考えられますけれども、求められているのは、無償でそういうPR的なものということでしょうけれども、今のところ、財政の部分も考えまして、無償で提供するという形の中では、そういう整備は考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 確かに、この水をどんどんただで配るということになると、極端な話、下水道の徴収料金も減ってくるということにもつながるとい話になりますから。

ただし、やはり七飯町のイメージ、そういうものに、例えば京極町だとかああいうところは、お金を取っているかといったら、取っていませんよね。でも、結構あちらのほうをドライブする方は、必ず1回は寄っていくと。あれほどの規模ではないにしても、何かちょっと検討してもいいのではないかなと。

まして、広報であれば、再開ができるようにもとれる文章をわざわざ書いたわけですから。それであれば、道路改良に合わせて検討するというのもう少し再考できないですか。全くやる気がないのか、それとも、もう一度検討してみましようという心づもりがあるのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 最初に御答弁申し上げたとおり、その付近の住民の方々も含めて、環境が整った場合はというようなことで、しかしながら、なかなか私道であり、奥まった土地でありできない。そういう中で、少し離れた場所での、農道のほうに近いからということですから

ども、それにしても、そこから、やはり整備していかなければならないということもありますので、町としては考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 答弁は必要ないですが、町長、誤解をされていると思います。私が再々質問したのは、広域農道の整備があるので、そこで水をくめるようにできないかという主旨で質問しましたので、もし再考できるのであれば、別の機会にお答えを願いたいと思います。

4問目に移りたいと思います。町内の農業後継者の現状と半農半Xについての質問であります。

全国的な後継者不足は、少子高齢化によるところが大きいですが、特に、一次産業における担い手不足は優良農地の維持が困難な状況になりつつあります。

町ホームページ、七飯町の農業振興方策では、道南における重要な食糧供給地としての役割を担っており、生産性の高い優良農用地を量的に確保することを課題とし、七飯町農業委員会でも新規就農希望者などの担い手確保に向けた取組を強化していく必要があると表しているところであります。

また、最近では、サイドビジネス感覚の就農者を増やすために半農半X、いわゆる、仕事をしながらの農業の取組を農水省や自治体で支援をしている例も増えてきております。

そこで、七飯町における農業後継者、担い手確保や半農半Xについてに関しての次の点について伺いたいと思います。

1点目。米作、野菜、花き、リンゴなどの生産農家における農業後継者、担い手確保の現状について。

2点目。前問の生産農家の担い手や事業継承の今後について。

3点目。これらに対して、町が実施している対策について。

4点目。半農半Xに対する町の考え方につい

て。

5点目。将来に向けて、町が検討していることについての質問であります。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、お答えしてまいります。

1点目、2点目、3点目が関連いたしますので、まとめて答弁させていただきます。

現状といたしまして、七飯町の水稲などを始めとする農業経営体数は、平成27年の2015年農林業センサスでは345経営体、七飯町の農業の担い手ともなる効率的かつ安定的な農業経営を進める認定農業者については、平成27年4月の状況では200経営体で、経営体数の約57.9%、令和2年の2020農林業センサスでは308経営体となっており、認定農業者は令和2年4月の状況では184経営体で、経営体数の約59.7%であります。現在は、認定農業者は167経営体となっております。

また、農業後継者でつくる団体、4Hクラブの人数は、平成27年11名、令和2年7名、現在は4名となっておりますが、後継者となり得るクラブ員の増員については、日頃より取り組んでおり、新規に数名の加入を見込んでいるところでございます。

担い手や農業継承の今後ですが、家族間での継承の場合にとらわれず、農地の賃貸や引き継ぎなど、非農家の方の新規農業参入者についても担い手、後継者と捉え、町内でも野菜生産をしつつ、野菜直売所の引き継ぎや養鶏を始め、直売所も設ける方など、鋭意取り組んでおられます。

担い手、後継者については、一朝一夕で成果を実感するのは、難しいところではございますが、これまでも町では、国などの補助事業などによる担い手へ機械などの導入に取り組んでおり、非農家の方の新規農業参入者についても就農に向けて研修など、準備にかかる補助金や経営開始後における所得状況に応じた補助金など、関係機関と連携し、支援に取り組んでおります。

4点目、5点目については、関連しますの

で、まとめて答弁させていただきます。

半農半Xは、いろいろな考え方がありますが、国では農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直し、検証を行っております。

その中で、半農半Xなどの多様な農業人材の扱いは、意見が分かれ、論点ともなっているところであり、5月29日の中間とりまとめでは、農業を副業的に営む経営体など、多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえるとしております。

今後、令和6年の法改正を目指して、見直し、検討が深化されるものと考え、今後の展開、状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） この農家の跡継ぎのことについては、以前にも質問させていただいていますが、どうも何かすっきりしない印象を持っています、申しわけないですが。

町として、もう少し具体的に組みめるものがあるのではないかなという主旨で、今回またこの質問させていただいております。

これは道新の記事なのですけれども、農家の後継を親族以外の方に譲るといいますか、これが、全国では大体10%ぐらいなのですが、北海道の場合は34%という、非常に高い高率をはじき出している。別の仕事をやっている人が、自治体の支援をいただきながら研修をし、いずれは、そこの、農業が多いのですかね、を引き継いでいくということを具体的にやっているところが出てきているわけです。

町内を見ますと、リンゴ園だったところが、もうリンゴは作ってなく、リンゴの木なのか雑木なのか分からないような状況になっているところが結構出てきています。非常にもったいないなと思いますし、農家の方に伺いますと、もう私がやめたら後は誰もやらないのだというところはかなりある。七飯町で有名なものといえば、リンゴということをやっておりますけれども、何年かたったら、ばたばたとそのリン

ゴが出荷できなくなると、こういう現状が喫緊に迫っているということです。前提に考えれば、もう少し町として具体的に取り組む必要があるのではないかなということで、前回も聞きましたし、今回もまた質問しているわけなので。

例えば、半農半Xというのは、農家の方というのは、これはプロですから、農業で収入を得るというのはメインですけれども、半農半Xというのは、何かの仕事をしながら農業もやっついこうという人です。こういうことを全国各地で、農水省もそうですし、県もやっていますし、町でもやっているところがあるわけです。こういうものを参考に、七飯町ももう少し何かこう踏み込んでやっついていかないと、確かに優良な、稼ぎの多い農家も多いですけれども、やめざるを得ない農家も、これからどんどん出てくるし、実際にやめていっているところも多いわけです。これは、どこかで歯止めをきちんとね、町が支援する体制をつくらないと、だめではないかなと思うので、できればこれも町長にお聞きをしたいのですけれども。

例えば、政府は2日の日に、首相官邸で食料安全保障の強化などを話し合う食料安定供給農林水産業機能強化本部、この会合を開いたのです。これは、平時から、普通のときに食料の安全保障を確立しておく。例えば、ウクライナだとか何とかというときに、随分穀物の値段とかが上がったわけですが、それにすぐ対応できるような体制をつくることは、これは簡単にはいかない話ですが、考え方として、少しで農林水産業、一次産業に関わる人たちを増やしていくという努力は必要ではないかなと思うので、もう少し具体的なことを考えていただきたいなと思うのです。

例えば、町のホームページを見ますと、関係者に対するアナウンスは多いのです。ところが、一般の人たちにこういう一次産業に関心を持ってもらいたいというものは、皆無ですよ。やはり、町の姿勢が問われているのかなと思うのです。実際に、七飯町の農業だけ見れば、特別困っている状況ではない、これはよく

分かります。ただし、耕作放棄されていたり、それから、果樹園なんかも草がぼうぼうになっているところもあると。だから、これを誰かが引き継いでくれば、生きるものも多いのかなと思うのです。それを一個人であれば対応できないですけれども、いろいろな方に携わっていただく。例えば、私は自伐型林業というのを山でやっています。これには、毎回募集をすると、結構な人が来ます。これは、ここで体験したことで、自分で山を買って、山で生活をしていってみたいという思いの人たちが体験するために来ている方が多いです。それで、山を買うので、山を探している方もいます。

ですから、この一次産業に関することで働きかけをしないと、いつまでもその事業者にだけ任せておけば、どうにかなるということではないのです。やはり、町の姿勢を問われることだと思うので、できれば町長、もう少しこういった一次産業の後継者、それから、農業の引き継ぎ、こういうことにどうしてお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） すみません、私のほうからお答えさせていただきますが、議員のおっしゃること、理解できます。一般の働きかけなど必要ではないかというようなことでございますが、私どもも、地域農業の魅力や特色など、一般の方に広く知っていただくようなことで、新規の就農に意欲のある方などを発掘するため、渡島の農業お仕事フェアというような題名をつかまして、昨年9月10日でございますが、近郊の大型書店2階にブースを構えまして、近隣の自治体、関係農業者団体など、道などと一体となって、そういった人材の発掘などを行うため、そういった催しなどを開催しているところでございます。

また、半農半Xでございますが、いろいろな、多様なライフスタイルであろうかというように感じますが、自給的要素が多いというような部分も感じられるところでございます。

今後、先ほども申し上げましたが、国のほうでそういった基本法の見直しなどを行いまし

て、そういった多様な人材の扱いについて見直し・検討など行っていく状況でございますので、そういった今後の展開などを注視しながら取組について考えていきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 私の言いたいことは、国でこういう補助事業がありますとかいうアウンスだとか、そういうのはホームページでリンクしているので見られるのは知っています。町として、どういう姿勢なのかなということも前回は今回もまた聞いているわけです。そんなにね、大したことはない、例えば、スマートフォンのアプリで短期のアルバイトを利用するのを、結構あちらこちらの農協関係で労働者が足りないということで利用しています。例えば、北海道から始まって東北に行って、最後は九州のほうまで流れる。春夏秋冬とそのアプリで農業関係のアルバイトをし、1年間生活をしていくという人なんかもいらっしゃるのです。興味を持たれている方は、結構多いのです。それと、例えば、企業としても人材を育成する一つのこととして、そういう一次産業に人を出して、例えば、会社の経営の中にそういう農業ですとか、花だとか、そういうことを取り入れたいと考えている企業もあるのです。ただ、きっかけがなかなかない。そのきっかけを七飯町がどうもっていくかということをお尋ねをしているのです。何その、お金のかかることではないかと思えます。農協だとか、そういうところとタイアップすれば。例えば、アルバイトで体験をしたその先に、私やっていきたいと、だったら、こういうところどうですか、ああいうところどうですかと話をつなげる気があるかどうか。これをやらないと、なかなか簡単に一次産業に入ってこようという人はないわけです。先ほども言いましたが、私は山で木を切っている。子供連れで遊びに来る人たちが、お父さんが結構はまってしまって、できればおじいちゃんが持っている山に行って。ちょっと遠いのだけれども、木を切って、どうやったらそれ

がちゃんと家族を支えられるか、それを考えた  
いというようなことをおっしゃる方もいるわけ  
です。先ほども言いましたリンゴ農園なんて、  
本当に見たくないです、かわいそうで。この間  
までは、いいリンゴがなっていたところが、い  
つの間にか終わってしまっている。こういうこ  
とを何とか食い止めようというのは、やはり町  
の姿勢として必要ではないかということでお尋  
ねをしていますので、もう一度御答弁を願いた  
いと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今現状の農業後継者の部  
分も、後継者不足になっていることは、これは  
もう実際に起きていることで間違いありませ  
ん。そして、また今、農業の作業をするのに、  
パートの募集をしても、なかなか人が集まら  
ないという現状もお聞きしております。

そういう意味では、今、議員がおっしゃった  
ようなスマートフォンの短期間のそういう募集  
をするようなアプリを使ったもので成果が出て  
いるというのは、結構旭川のほうとか、そち  
らのほうでお話も聞いております。

そういう意味でいくと、この半農半Xも、農  
業後継者を今後見つけて、引き継ぎをしていく  
部分にも、その入口部分かなと思います。この  
制度も、こういうふうにして農業も今の農地法  
の問題だとか、農業の従事者ということでの指  
定の部分だとか、いろいろ法律も少しずつ変  
わってきておりますので、私どものほうも、農  
業後継者の問題とそれから作業員のこの確保の  
問題も含めて、研究していきたいというふう  
に思いますので、御理解いただきたいというふう  
に思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ぜひ、一生懸命取り組  
んでいただきたいなと思います。あちらもこち  
らも荒れ地になってしまってから、再度整備し  
ようと思っても莫大なお金がかかるわけですか  
ら。

それでは、最後の5問目の質問に移ります。  
北海道新幹線の函館駅乗り入れについての質問

であります。

今回の統一地方選挙において、函館市長にな  
られた大泉潤市長は、新幹線函館駅乗り入れに  
ついての検討予算を提案されるようでありま  
す。このことが、現時的に実現するかどうかは  
余談を許さない状況ですが、七飯町長として、  
どのような対応を取られるお考えなのかを伺  
いたと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 函館市長が新幹線の函館  
駅乗り入れにつきましては、その実現可能性を  
調査するための予算を議会に提案される予定  
であることは新聞報道等で承知しております。

当該区間におきましては、函館駅－新函館北  
斗駅のこの区間におきましては、七飯町の区域  
においては、七飯駅及び大中山駅があるのです  
けれども、七飯町といたしましては、これまで  
どおり地域公共交通の維持・確保に向けて取り  
組んでまいりる考えでございます。

ただし、議員のおっしゃるとおり、調査の結  
果に対しては、何ら余談を持つものでもありま  
せんので、その推移については、しっかりと注  
視してまいりたいと考えておりますので、御理  
解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） まだ検討段階です  
から、決まってもいないものに対して、どう  
こうあまりしつこく質問もできないというの  
も承知はしているのですが、七飯町にとって  
プラスになるか、ならないかという検討は  
しておいていいのではないかなというふう  
に思っていますので、今回、質問させて  
いただきました。

例えば、ミニ新幹線の形式で函館まだ入  
ってくるということになると、今、走って  
いるライナーがなくなるわけですね。その  
代わりに、秋田こまちのような、あ  
あいう車両になるかどうか分かりませ  
んけれども、そういうものが七飯駅、  
大中山駅、桔梗駅にとまっていくと。

ということをお考えますと、例えば、  
札幌延伸になったときに、ダイヤが  
どうなるか分かりませんが、七飯  
駅から乗ったら札幌まで新

幹線で行けるといふ、こういうことにつながる可能性もあるわけですが、七飯の場合はちょっと別ですかね。

函館市に同調しながら、一生懸命やっているとすると、七飯町しかないわけなのですが、この辺が杉原町長にはっきり意思表示をしていただきたところなのですけれども。函館がやめることに決まってしまうと、これはどうもならない話ですから。ただ、応援隊としてはっきりぴっと手を挙げるといふことができるかどうかを再度お尋ねしたいと思ひます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 七飯町としては、今現在、地域公共交通のそういう体制をどうつくるかという計画の中で進めているわけございまして、その中で、今後、函館市のその部分がどうなるかによっては、そういう部分も関係してくるかというふうに思ひますが、今の段階ではどうなるのかも予測もできないということですので、注視しながらいきたいと思ひますので、御理解いただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） それでは、通告に従い、2問質問させていただきます。

町営城岱牧場使用料の減免について。

大沼地域の基幹産業の一つとして酪農・畜産業があります。株式会社函館酪農公社で生成されている牛乳の8割が大沼地域の酪農家によって生産されています。牛乳を生産するに当たって、妊娠・出産が必要であり、同時に子牛も生まれ、特に初生ホルスタイン雄の価格が昨年の9月に大暴落しました。前年比11%の価格があります。

牧草やデントコーンの飼料も、今年5月で4割以上の値上げで、この3年で配合飼料も1トン当たり3万円以上値上がりしており、工場渡価格の1トン10万円弱となっております。

このような状況の中で、国と北海道も対策は

しておりますが、町の対策として、町営牧場を使用する際、料金の減免を行うべきと考え、次の点をお伺ひします。

1、初生ホルスタイン雄価格、堆肥価格、配合飼料価格のここ3年の推移状況について。

2、全道の地域別酪農家からの離農・廃業の理由と状況について。

3、国・道等の支援対策と町支援対策の経過について。

4、今後の対策の一つに、町営牧場を使用する際、料金の減免が実施可能かについて。

以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、お答えしてまいります。

1点目、初生ホルスタイン雄価格についてでございますが、北海道農業者団体連合会、各市場合計の12か月平均価格によりますと、令和2年度10万3,304円、令和3年度10万1,134円、令和4年度5万9,644円と、令和4年度は価格上昇前の平成26年度以前の水準となっております。

肥料価格につきましては、農業者団体聞き取りによりますと、取扱肥料の主な銘柄で、年間利用分の価格によりますと、令和3年利用分20キログラム1,717円、令和4年利用分20キログラム1,837円、令和5年利用分20キログラム3,014円と上昇しており、配合肥料価格につきましては、農業者団体聞き取りによりますと、四半期ごとに価格改定となりますが、取扱銘柄の一つでは直近で比較いたしますと、令和3年4月から6月期20キログラム1,507円、1トン換算では7万5,350円。令和4年4月から6月期20キログラム1,716円、1トン換算では8万5,800円。令和5年4月から6月期20キログラム1,892円、1トン換算では9万4,600円と推移しております。

2点目、北海道内における酪農経営の離脱状況について、令和4年2月1日から令和5年1月31日の状況となりますが、1年間で新規参入は21戸あったものの、243戸が離脱し、222戸の減少となりました。243戸の離脱

のうち3戸は協業法人の設立や合併によるもので、それ以外は240戸の離脱状況となります。振興局別の生乳出荷戸数の減少率は、空知12.90%、石狩3.67%、後志3.45%、胆振4.88%、日高5.98%、渡島7.14%、檜山7.35%、留萌2.61%、上川5.08%、宗谷5.57%、オホーツク5.66%、十勝4.03%、釧路2.7%、根室3.42%、全道といたしましては、4.4%減少してございます。

離脱要因でございますが、243戸を100%といたしますと、離農と経営転換により分離し、離農は69.1%、経営転換が30.9%となっています。内訳は、離農関係が高齢化と後継者問題37%、労働力不足2.5%、将来への不安4.9%、負債問題8.2%、経営者の事故・病気・死亡11.5%、その他4.9%。経営転換関係は、乳用雌牛の育成部門へ転換14.4%、畜産部門へ転換4.9%、子牛部門へ転換10.3%、農業法人化へ転換が1.2%となっております。

3点目、4点目は関連しますので、まとめて答弁させていただきます。

国の支援状況ですが、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料について化学肥料低減の取組を行うことで、前年度から増加した肥料費の7割を支援することとしております。また、北海道においても、令和4年6月1日から令和4年12月31日までの間に購入し、令和5年5月31日までに納品される化学肥料の購入支援を行い、1トン当たり3,035円を支援しております。

そのほか、国では、令和4年度から国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策として、購入粗飼料等価格高騰による酪農経営の影響を緩和するため、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者へ26か月以上の乳用種経産牛に対し、1頭当たり都府県地区1万円、北海道地区で7,200円を補填しており、北海道においても別枠で6,800円の上乗せ補助をしております。

関係団体では、北海道農業者団体連合会は、

配合肥料供給に当たり、7期1トン当たり1,000円程度を支援しておりましたが、穀物国際相場の下落などにより2期連続値下げしている状況で、4月から6月期の今期は支援を見送っているところです。

町においては、酪農家の経営安定等を図るため、酪農ヘルパー利用時において補助を行っており、また、本年1月には原油価格物価高騰に係る支援給付金として法人20万円、個人事業主に5万円の支援を行っております。

こうした状況も踏まえ、町営牧場の運営状況についても、例えば、主な肥料経費も令和3年度、令和4年度を比べますと35%程度上昇しております。運営収支バランスや近隣自治体の状況を鑑み、牧場使用料金を維持し、値上げしないことも支援の一つの方法と考えており、また、余談を許しませんが、北海道農業者団体連合会では、肥料について諸外国の状況による原料国際価格が下落したことなどにより、平均2割程度の値下げを5月31日に発表しておりますので、今後の国・道の支援策や生産資材の推移を見ていきたいと考え、状況を注視してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 4番について、検討は厳しいような状況だと、今、お伺いし、その中で、この間の北海道新聞では、令和5年5月18日に掲載された酪農家減少率4.9%という記事が上がりました。その中で、酪農家の離農対策、離農率が高くなっているということで、やはり今、町での支援も必要だと感じますが、すみません、暫時休憩をお願いします。

○議長（木下 敏） 何分、暫時休憩しますか。

○3番（江口勝幸） 5分で。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開

いたします。

江口勝幸議員の1問目の再質問より入ります。

江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 皆さま、お時間をとらせてしまい、申しわけございませんでした。

それでは、再質問いたします。

令和5年5月18日の北海道新聞に酪農家減少の見出しと年度末離農急増の見出しがあるとおり、危機的状況であることを考えると、町内の酪農家離農対策として考えるは、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、再質問にお答えしてまいります。

全道でも生乳集荷戸数は減少しているところがございます。そういった状況を危惧されていることかと思えます。6月2日の新聞報道によりますと、そういった中で、全国的な内容だったのですが、全国の家畜市場では酪農、副収入でもあります、その初生ホルスタイン雄牛でございますが、その価格が回復基調にあるというような記事もございました。令和5年度の北海道農業者団体連合会、各市場も見ますと、4月、5月、同じような兆しが見えてございます。

また、国際価格の下落などから、北海道農業者団体連合会も肥料の値下げを発表している状況でございます。

状況が変化しているような状況でございます。関係者団体と連携しながら、今後の国・道の支援策、生産資材価格の推移を見ていきたいというように考えてございます。

なお、国が行う支援で、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料について、化学肥料低減などの取組を行うことによりまして、前年度からも増加した肥料費の7割を支援する肥料価格上昇に係る対策事業でございますが、これについて取組実施者に対しまして、道が関わる審査などを行う道協議会と連携して、地元として町においても関係者団体などでつくる七飯町地域農業再生協議会の一員として、事業が円滑に進むよう道協議会と連携して取り進めてまい

る予定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 1問目終わります。

それでは、2問目にまいります。農産物出荷用包装資材の支援対策について。

七飯町は、春先のハウレンソウ、蕪から始まり、トンネルマルチ栽培の早出し大根、ニンジンから北海道トップクラス生産量の長ネギにカーネーションと秋のリンゴも市場に出荷されています。

昨今の肥料価格の高騰やビニール等の被覆資材価格の高騰対策は、国や道、JAグループで取り組んでいるようです。出荷用の梱包資材の段ボールも値上がりしているが、対策はどの機関も取れていないのが現実です。

やはり、七飯町の基幹産業としての農業にとって、事業が継続しやすい環境づくりの一助になることが大切だと考え、次の点を伺います。

1、肥料価格、被覆資材価格、段ボール価格の推移について。

2、国、道、JAグループ、町の対策状況について。

3、今後の段ボール等の出荷用梱包資材価格上昇対策について。

以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、お答えしてまいります。

1点目の肥料価格につきましては、農業者団体聞き取りによりますと、取扱肥料の主な銘柄で取りまとめ、各年度利用分価格によりますと、令和3年利用分20キロ2,222円、令和4年利用分20キロ2,409円、令和5年利用分20キロ4,447円と推移しております。

被覆資材につきましては、農業者団体聞き取りによると、取扱銘柄ハウス用被覆農ポリの一つでは、令和3年1メートル953円、令和4年1メートル994円、令和5年1メートル1,186円と推移しております。

段ボール資材につきましては、農業者団体聞き取りによると、例えば、長ネギ用だと、令和3年1枚76円、令和4年1枚80円、令和5年1枚80円。カーネーション用の一例ですと、令和3年1枚179円、令和4年1枚189円、令和5年1枚189円。リンゴ用の一例ですと、令和5年の秋用が時期的に未確定でございましたので、令和2年から申し上げますが、令和2年1枚86円、令和3年1枚84円、令和4年1枚88円と推移しております。

2点目、3点目は関連しますので、まとめて答弁させていただきます。

前問の回答と重複する部分がございますが、国の対策状況としては、国肥料価格対策のため、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料について、化学肥料低減などの取組を行うことで、前年度から増加した肥料費の7割を支援することとしております。また、北海道においても、令和4年6月1日から令和4年12月31日までの間に購入し、令和5年5月31日までに納品される化学肥料の購入支援を行い、1トン当たり3,035円を支援しております。

農業者団体においても、肥料など価格改定前の取りまとめにより、影響額を最小限としており、段ボールについても案内時の取りまとめ注文の場合、割引がある取りまとめ価格で提供するなど、取り組んでいるところです。

また、町においても、前問でも申し上げましたが、農業者を含めた法人20万円、個人事業主5万円の補助のほか、令和4年度北海道の事業を活用し、燃油価格の上昇を踏まえ、施設園芸において価格が大きく変動する燃油の依存度を下げるため、無加温ハウスの設備や省エネ機器・設備等の導入を行い、多重張りの無加温ハウス14棟などの整備に取り組んだところでございます。

こうした状況を踏まえ、現在の情勢で消費者の方も国産作物の大切さに御理解いただいていると考え、生産物の市場価格が上昇し、国内生産物の消費拡大をいただきたいと考えますが、前段に申し上げた支援・取組を行っていることや、本年関係農業者団体は、近隣農業者団体と

合併を行い、さらなるスケールメリットを生かし、取組が行われると考えられ、また、農業者団体による各市場の販売要請には資材価格の上昇を意識した市場価格としていただけるよう連携してまいります。

そのほか、前問でも申し上げましたが、北海道農業者団体連合会では、諸外国の状況による国際価格が下落したことなどにより、平均2割程度の肥料価格の値下げを5月31日に発表しており、今後の国・道の支援策や生産資材価格などの推移を見ていきたいと考え、状況に注視してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 江口勝幸議員。

○3番（江口勝幸） 今、町内では北海道トップクラスのネギやカーネーション等の出荷や、秋には地元名産のリンゴも出荷されます。今年9月には、出荷用梱包資材、段ボールも値上がりするという事も聞きました。現状、ウクライナの戦争により、原油高騰で燃料費や運搬賃も上がっており、まして人件費まで上がっています。先ほどの質問と同じく、物価高騰で農業も離農問題という課題があります。今一度、少しでも町の基幹産業として農業に対し、一助となる方法を考えてもらえないかということで、再質問させていただきます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、再質問にお答えしてまいります。

議員おっしゃるように、段ボール資材の価格上昇がございましたが、そういった価格上昇に関係する運搬に係る燃料などについては、国が燃油価格激変緩和に対する対策として、現在も燃油元売りに対し補助しているところでございます。

しかしながら、段ボールに限らず、生産資材価格上昇分転嫁など生産物販売は市場価格が関係しているところでございますが、政府は6月2日、会合を開きまして、食料・農業・農村基本法の見直しの推進となる新たな展開方向を決め、生産・加工・流通・販売までの食料システム全体を維持可能なものとしていくため、食料

システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、適正取引を推進するための仕組みについて食料システムの関係者の合意の下で、コスト指標を作成し、これをベースとして各段階で価格に転嫁されるようにするなど取引の実態、課題等を踏まえ、適正な価格形成の実現の仕組みづくりを考えており、適正な価格転嫁について生産から消費までの関係者の理解醸成を今、図ろうと考えております。

また、そのほかの状況ですが、北海道農業者団体連合会も肥料の値下げを発表し、状況も変化してきておりますので、関係団体と連携しながら今後の国・道の支援策や生産資材価格の推移を見ていきたいと考えております。

なお、国が行う令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料について、化学肥料低減などの取組を行うことで、前年度から増加した肥料費の7割を支援する、肥料価格上昇に対する対策事業ですが、これについて取組実施者に対し、道に関わる審査などを行う道協議会と連携し、町においても、地元といたしまして、関係者団体などでつくる七飯町地域農業再生協議会の一員として事業が円滑に進むよう、道協議会と連携して取り進めてまいる予定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

**○11番（上野武彦）** それでは、通告に従いまして3問質問させていただきます。

最初の質問は、旧大沼小学校の校舎とグラウンドの活用についてであります。

旧大沼小学校の校舎について。使用されなくなってから放置されておりますが、施設の民間への貸与も含めて積極的な利活用を考えるべきではないかということであります。

また、グラウンドについても草が生え、グラウンドとしての使用が本来の形で使用できない状況とまでなっております。グラウンドについても、放置するのではなく小公園にするなど地域の住民の憩いの場として、積極的な利活用を

考えるべきではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（木下 敏）** 教育総務課長。

**○教育総務課長（倍楼 司）** それでは、御答弁してまいります。

御質問にありますグラウンドが草により、本来の使用ができないとのことについて、学校施設管理の観点から私から御答弁いたします。

大沼小学校は、大沼岳陽学校が開校した際の令和2年3月末をもって閉校しており、その時点で学校用務員の配置もなく、電気・水道等の利用も休止しております。

現在、グラウンドの利用については、近隣にある大沼保育園が普段の活動に利用しているほか、地域の親子、子供たちの活動の場となっており、地域住民の方々に草刈りなどの協力を得ながら管理を行っております。

現状、学校用務員がいないため、学校開設時と同様の維持管理はできていないことは事実であります。使用できない状況ではないと捉えております。

今後についても、地域の方の利用に支障を来さないよう管理を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 副町長。

**○副町長（宮田 東）** 私からは、利活用についてお答えしてまいります。

先ほど、教育総務課長がお答えしておりますが、令和2年4月に大沼岳陽学校の開校とともに、大沼小学校は同年の3月末をもって閉校してございます。町では、大沼小学校の閉校方針に沿って、前年の令和元年に職員に対しての校舎の利活用についてアイデアの募集を行ってございます。また、その年、同年、同じ時期になりますけれども、地域住民と意見交換も行っております。

その結果といたしまして、地域からは企業への貸室や農業関係の宿泊などの意見もございましたが、その当時の現実的な話といたしまして、老朽化が進んでいる大沼保育所の移転先として、また、学童保育とセットで効率的な運営ができないかという意見が大半でございまし

た。

関係の法人と協議を進めてまいりましたが、保育所としての基準を満たす改築工事の費用が高額であることや、少子化による大沼地区における園児の確保に不安があることなどから、現在、白紙の状況でございます。

引き続き、議員の御提言も含めて校舎及びグラウンドの利活用を検討してまいりますので、御理解のほどよろしく願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今までも利活用について、町としても検討はしてきたということを答弁で述べておりました。

いずれにしても、簡単にあきらめてしまうのではなくて、やはり、利活用するためには、それなりの対応・対策が必要ではないかというふうに思うのですが、町はお金をかけたくないというような状況の中で、活用の方向へ進んでいないということなのですが、これは、やはり利活用するためには、それなりの対応が必要ではないかというふうに思います。

それから、グラウンドについても、現状は草がかなり生えているというようなことで、その近くの保育所も使いたいということで、保育所の前のグラウンドの一部を自分たちで草刈りをするというような形で活用しようとしておりました。

ですけれども、草はどんどん生えてくるというような状況で、きちんと管理する状況がないと、やはり、保育園についても利用ができないというのが実態になっております。

実際に保育園は、大沼岳陽学校のグラウンドを利用して、運動会というか、そういうのをやっているということで、目の前にあるグラウンドを利用しないで、遠くの大沼岳陽学校まで出かけているというような状況があるわけです。そういうようなこともありますし、やはり、このせつかくある施設、これをやはり有効に、地域のために活用するという方向をもっと具体的に検討して、前に進むべきではないかというふうに思いますけれども、その辺について

再度お願いいたします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしてまいります。

先ほどの保育所の関係団体とかなりいいところまで、いいところまでという表現がいいのかどうかは別として、今年に入っても詰めをしながら、ずっと進めてきたという状況もございません。先ほどの白紙に戻ったというのは、それほど日にちもたない上での白紙の状態です。それで、もう1回、再度いろいろまた協議をして進めていくというような形の中で、当然、役場の内部の部分の職員のほうからも、また意見を聞いたりとか。上野議員、おっしゃるとおり、地域の部分で、小公園だとか、いろいろな管理、グラウンドの管理とかいろいろあります。その部分についての話を地域にほうに1回戻していかなければだめだなというふうに考えております。結局、白紙になりましたという部分についての話というのは、まだ地域のほうに下ろしてございませんので、まず先に、地域のほうにそういう形になったという部分を報告させていただいて、再度、もう一度利活用について地域の方々とまた話し合いを持ちたいなという考え方で、今現在、進んでいるということでございます。その際は、当然、上野議員から御提案のありました利活用の部分についても含めて検討されるものと思いますので、その点、御理解をお願いしたいなど。まだ、ちょっと時間をいただきたいというような答弁になろうかと思いますが、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） たまたま今回、大沼岳陽学校の8年のある代表といいますか、学校の中での、 という児童が要望書というのを杉原町長のほうに出して、署名活動も行って、何とか大沼の地域に子供が遊べるようなそういう小公園を造ってほしいという要望をしております。

その要望書の中では、やはり、子供たちが安心して遊べるようなそういう公園がないと。国

定公園の中にそういう公園がないというようなことも皮肉なことなのですから。

いずれにしても、子供たちが楽しく遊べるブランコとかうんていとか、滑り台とかジャングルジムとか、本当に楽しく遊んでもらえるようなそういう環境をやはりつくってやるべきではないかというふうに思います。これは、大沼岳陽学校からの生徒のほうからの要望で、実際に署名活動も行われて、700以上も集まっているという話も聞きました。こういう地域の声も上がっておりますので、こういった声も含めて、どこにそういった公園施設を造るかというのは、今後の課題だとは思いますが、この大沼小学校のグラウンドというのは、ひとつ、やはり広い土地がそのままありますので、何とかそういう方向に利用できればさらにいい結果になるのではないかというふうに思うのですが、この辺についてはどう考えておられるか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） ただいまお話がありましたけれども、まだ、署名のほうはこちらのほうでは受け取っておりませんというか、活動しているという内容は噂では聞いておりましたけれども、まだ、そういうものが出そろっている状況ではございません。

しかしながら、そういう地域の皆さんが、そういうような思いを持って、今後の大沼地域のそういうような子供の遊び場も含めて、こういうものがというような御意見があるということです。ともに考えながら話し合いをしながら、これから有効策、活用策を進めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、町長のほうからも答弁ありました。それから、副町長のほうからも答弁がありまして、この問題は課題として考えているということは明らかになっておりますし、今後、そういった地域の住民の声を十分に聞いて、反映させるような方向で、地域住民な

り、こうした学童の意見なりを聞く形でこの問題を前に進めていっていただきたいなと思いますけれども、その辺について、最後に町長のほうから。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 先ほど、副町長が答弁したように、これまで保育施設、子育て施設をもって、活用できるのではないかというふうにして、そちらのほうの団体のほうと進めてまいりましたけれども、なかなか今のその現状の施設の特徴といいますか、その施設の活用した部分での保育園に切り替えるというふうになったときに、費用のほうが予想した以上にかかってしまうということも含めて、ちょっと今回はその辺、ちょっと前まで意見交換をしてきたのですけれども、なかなか厳しいだろうというお話もあったということで、その部分は地域のほうにも御説明をしながら、そしてまた、地域のほうで活用のそういうような意見もまとめていただいているということですので、今後、その辺は、ともに意見交換をしながら活用方法を考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） では、2問目いきます。図書館、スポーツセンターの建設検討委員会の取組についてであります。

七飯町は、図書館、スポーツセンターの建設に当たって、町民の意見を反映させるために2名の委員の募集を広報に掲載しております。この件に関して、以下の点についてお伺いいたします。

1点目。検討委員会の構成は、どのようになっているのか。

2点目。二人だけの委員で十分、町民の意見が反映できると考えているのか。参加人数を増やすべきではないか。

3点目。建設に関しては、住民の意見を広く募集し、検討委員会で検討すべきではないのか。

4点目。4回の会議だけで、結論を出そうと

しておりますが、先進地の先進例の検討や先進地の視察など、十分検討する活動が必要ではないか。

5点目。委員会の案ができた段階で、住民に公表し、改めて意見を求めるべきではないか。

以上、5点、お願いします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

1点目、検討委員会の構成についてでございます。

本年、第1回定例会の一般質問においても、御答弁申し上げたところでございますが、現在、町民などから成る七飯町社会教育施設体育館・図書館整備検討委員会は、15名の構成でございます。公募委員2名については、5月24日の選考委員会において決定しており、公募委員以外の委員内訳としては、町内会連合会、社会教育委員、校長会から。体育館関係では、スポーツ推進委員、スポーツ協会、地域総合型スポーツクラブぷらっと、スポーツ少年団から。また、図書館関係では、町内在住図書司書、読み聞かせグループ、学校支援ボランティア、近隣図書館管理運営者。このほか学識経験者として、北海道教育大学函館校から委員を推薦していただいております、副町長を含めた構成となっております。

2点目、3点目、5点目は併せてお答えいたします。

15名の委員のうち、町内在住者は13名でございます。それぞれの委員が加入している組織・グループ等、様々な活動において意見を吸い上げて、意見反映していただくことを考えておりますので、現状の人数で進めてまいります。

また、町内小中学校、七飯高校、七飯養護学校へは、校長会を通じて意見をお寄せしていただくよう要請をしているところであり、町民からの御意見は、可能な限り受けてまいりたいと考えております。

今後の検討委員会での議論内容・経過は、町広報誌、ホームページを通じて町民の皆様へ周

知、報告を行ってまいります。その後、基本構想、基本計画の案がまとまった段階で、パブリックコメントの手続により、町民の皆様から御意見をちょうだいしてまいります。

4点目、4回の会議で十分な検討が可能かについてですが、会議に当たっては、先進事例等を示し、当町にあった施設の在り方、機能等の検討を行い、4回の開催で十分な議論となるよう進めてまいります。また、先進地の視察等については、今後の委員会の議論において、必要と判断された際には検討してまいりますので、御理解願います。以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、この検討委員会の構成が答弁されております。15名ということで、各団体の代表なんかも含めて検討委員会がつくられていると。私としては、町の職員が中心になっての委員会かなと思ったので、質問したわけですがけれども。結構、各団体の代表という形で、この委員会で検討する体制ができているということだということで、ある程度、良い状態で進んでいるのかなと評価はしております。

それで、実際に、この進行状況を今、広報誌なんかで進行状況も町民に知らせると。また、パブリックコメントなんかで、その内容について意見を求めるというような取組がされるということなので、かなりやり方としてはよろしいかなというふうに思っております。

先進例というのは、図書館に関しては、七飯町は遅れに遅れているという状況ですので、先進の図書館というのは、かなりいろいろな進んだ図書館があるというふうに思っておりますので、そういった例を、やはり町としても調べるなり、その特徴的なところについては視察をするなりという形で、十分遅れた分だけいいものを造るという立場に立って、十分な検討を進めていただきたいなというふうに思いますが、そういった先進例についての調査なり、視察なり、この辺についてはどのように考えておられるか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（**悟楼 司**） それでは、再質問にお答えしてまいります。

上野議員のおっしゃるとおり、七飯町は今、図書館についてはございません。スポーツセンターについても老朽化をしているということで、今回、検討については併せて検討していくというところの運びとなっております。

私も考えているのは、先進事例、それぞれたくさんございますが、その中で、七飯町の町民に合ったというか、七飯町に合った施設の在り方について研究をしていかなければならないということで思っております。それは、七飯町の町民に使っていただくと、多くの方に御利用いただく施設ということの観点から、そういう意味で進めてまいりたいなと思っております。それで、先進地についても、そのような七飯町に合った先進事例を調べ上げて、その視察を行ってまいりたいなと思っております。それについては、道内、函館にも北斗市にも近くにも、いい図書館がたくさんありますので、ここら辺と道南、いろいろありますので、そこら辺を調査しながら視察についても考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**木下 敏**） 上野武彦議員。

○11番（**上野武彦**） 今、答弁の中で、七飯町に合ったそういう施設を造ってまいりたいというふうな答弁になっておりました。これは、確かにそうなのですけれども、その七飯町に合ったとは何なのかということに関しては、やはり、町民の要望とか声、そういうものがどういふところに一番関心があって、要望があるのか、こういうことは、調査するというか、それなりに声を聞くとかという形で、聞いていかなければ七飯町に合ったという中身が分かってこないかなというふうに思うのですが、その辺については、どのように進められるのか。

○議長（**木下 敏**） 教育総務課長。

○教育総務課長（**悟楼 司**） お答えしてまいります。

先ほども御答弁してございますが、今、検討委員会では15名で、町民の方が13名、プ

ラス学識経験者ということで、教育大学の先生にも入っていただきます。七飯町の町民の検討委員についても、先ほど申し上げた団体のほうから推薦をいただいておりますが、今までの経験だとか、職業だとか、いろいろな部分で、いろいろないい考えをお持ちの委員を今回選考させていただいたと思っております。その中で、いろいろな七飯町に合った施設の在り方について、御検討いただけたらと思っておりますし、また、先ほども申し上げましたとおり、校長会だとか、ほかの団体のほうにも御意見を寄せていただくように要請はしておりますし、町民からもそのような御意見があれば、可能な限り受けてまいりたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（**木下 敏**） 上野武彦議員。

○11番（**上野武彦**） それでは、3問目いきます。桜の木の天狗巣病対策であります。

令和4年の6月の定例議会の一般質問で、町内の桜の木に天狗巣病が多発したのを受けて、対策を求めています。天狗巣病などの剪定などの対策は葉が落ちて、樹木が休眠する時期に行くことになっております。町が、天狗巣病が発生するとしていた町の答弁の中の188本の桜の木が天狗巣病にかかっていると、こういう答弁をされておりました。この188本について、この間、どのような対策が行われてきたのか、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、この間に行われた天狗巣病対策について実施した地域と対策の内容について。

2点目、未実施の地域の発生状況と今後の取組について。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（**木下 敏**） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（**川島篤実**） それでは、1点目の都市住宅所管である都市公園の天狗巣病対策についてですが、毎年、天狗巣病の状況がひどい桜を優先し、都市公園等枯木剪定処理委託業務において実施しております。

昨年6月定例会、一般質問において、14公園で78本中17本と答弁しております。そ

の年の道委託では、本町見晴公園18本中9本、寿緑地12本中7本、すずらん児童公園2本中2本、おおかわ児童公園1本中1本、やまびこ児童公園1本中1本、みどり児童公園2本中1本の計21本を予算の範囲内で実施しております。

2点目については、管理している公園で、未実施の公園はありませんが、今後の取組としても、予算の範囲内で一挙に完全に処理することは困難であると認識しており、これまで同様、継続的に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、発生状況においては、毎年、予算要望前や委託業務前の11月頃に状況確認を実施しております。

以上であります。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 私からは、街路の桜の木について答弁いたします。

1点目についてでございますが、令和4年度は街路の天狗巣病と思われる全てのソメイヨシノについて、業者に委託し、冬期前に120本を剪定しております。

2点目についてでございますが、令和4年度実施分について、未実施箇所はないと考えておりますが、本年度も新たに天狗巣病になっていると思われる箇所の状況を確認しながら、ソメイヨシノの剪定について、予算の範囲内となりますが、委託業務で実施したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） 私からは、学校敷地内の天狗巣病対策について御答弁申し上げます。

昨年、6月定例会において、桜の木の天狗巣病の本数を188本とお答えしております。そのうち、学校分は51本であります。その後の対策として、令和4年度に七飯小学校のソメイヨシノ15本の剪定を行っております。未対策分については、小学校3校で22本、中学校

は2校で14本ありますが、この分は今年の冬期に対策を行ってまいります。

今後の対策についても、状況調査・確認により、対策必要箇所の把握に努め、継続して実施するよう努めてまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、答弁されております。対策は、ある程度実施したという答弁になっておりました。

ただ、実際の状況を見ますと、非常に今年度、非常な発生状況にあると言わざるを得ない状況になっております。例えば、公園はたくさんありますけれども、私が手短な形で調査した範囲で申しますと、まず、寿公園に桜の木は19本あります。そのうち、天狗巣病になっているのが8本、現在見られます。要するに、寿公園に関しては、42%が天狗巣病だということです。それから、見晴公園49本あります。そのうち、12本、24.4%が天狗巣病ということで、対策が行われたという形跡は見当たりませんでした。

それから、街路のついてであります。まず、七飯小学校の前の桜の木、これは25本あるのですが、そのうちの14本、56%が天狗巣病の状態になっております。ほとんど、対策を打った形跡は見当たりません。

それから、大中山小学校、桜の木は59本ありますが、そのうち天狗巣病は37本、62%が天狗巣病の状態になっているということ、学校敷地の関係でも、全く対策が打たれたと思われるような形跡にはなっておりません。そういうことで、今の答弁は、全然どこが実態なのか、疑われるような答弁であります。

それから、街路についても、実際は非常に発生しております。この役場の周りの田園通り、高台通り、そして、七飯駅前通りという形で、コの字型に桜の木が植えられております。田園通り158本ありますけれども、39本、25%が天狗巣病です。高台通りには52本ありますけれども、15本、29%が天狗巣病です。

それから、七飯の駅前通り、これは七飯高校の前の通りですけれども、101本の桜の木がありまして、そのうちの21本、21%が天狗巣病というようなことで、ここをやったよとえば、街路については、なくなっているはずなのですが、全くそのような状況にはなっておりません。これで、本当にやったと答弁された中身が信用できないというような状況になっているのではないかというふうに思いますので、こういう状況、これは私の調べた範囲ですので、まだ町内の街路で、それから、小中学校の関係だとか、それから、そのほかの公園なんかにも、桜の木は植えられておりますので、そういったところの実態は、今の時期では、もう葉が茂っていて、なかなか確認も難しいという、そういう状況になっておりますので、葉が落ちた秋口以降に再度調査をしながら、基本的な対策を、全く改めて打つ必要があるのではないかというふうに思っております。

それで、前回の答弁では、街路については、町の直営の作業員が対策を打っていると。それから、公園関係に関しては、公園の管理を委託している委託業者が行っているということなのですが、その辺、その結果、どのような対策を打って、どのような結果になったかという、そういう実態の調査といいますか、確認作業を本当に責任者が立ち会って行っているのか、この辺については全く把握できませんので、その辺について、きちんと答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、私のほうから都市公園について説明いたします。

まず、寿緑地については、今後の対策になりますけれども、昨年の予算要求時には、危険木も併せて寿緑地については16本伐採予定で予算計上しております。そして、その他の都市公園、本町見晴公園については、ひこばえ等もありますけれども、天狗巣病を主に14本。おおかわ児童公園は1本、また、すずらん児童公園は1本、みどり児童公園は2本、光陽児童公園は3本というふうに予算付けしております。今年に秋についてですが、改めて作業に入る前に

現場を見ながら、その辺は優先度が高い木を優先に予算の範囲で委託をしていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 私のほうから、街路のソメイヨシノの関係について御答弁いたします。

令和3年度は、確かに議員おっしゃるとおり、直営作業員でしておりました。令和4年度につきましては、先ほど答弁したとおり、対象箇所について委託業者により規定の予算内で明らかに天狗巣病と思われる大きな箇所のついては、剪定を実施しておりますが、今年度に入り、目視で確認したところ、確かに天狗巣病となっていると思われるソメイヨシノがいまだ見受けられるところでございます。

このことから、見逃してしまった小さな箇所や新たに発生した箇所など、天狗巣病となっている全ての枝を剪定できなかった可能性はあると考えております。

今年度につきましては、委託業者と相談しながら、秋以降に天狗巣病となっている枝の剪定についてできるだけ実施できるよう進めてまいります。

また、街路のソメイヨシノにつきましては、本数が多いことから、天狗巣病と思われるソメイヨシノを把握するための管理方法などについて検討し、天狗巣病に罹患している本数を減らせるように努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） それでは、学校の天狗巣病対策について、私のほうからお答えしてまいります。

先ほど、上野議員のほうから七飯小学校と大中山小学校の状況について、調査の結果をお聞きしました。今回、令和4年度七飯小学校の15本、25本のうち15本の対策を委託という形でさせていただきました。

しかしながら、上野議員の調査では、まだまだ14本程度天狗巣病があるということでございました。全然手をつけられなかった木もあり

ますし、対策をしたのですけれども、また新たなところから病気が出てきたというようなところもあるのかなと思ってございます。それらについては、1回対策をすると、それで完結というものではないということで、継続的に天狗巣病対策をしていかなければならないということは、今までの一般質問に対する答弁でお答えしてまいったとおりでございます。それについては、教育委員会としても、毎年、当初の予算におきまして、天狗巣病対策の対策分として継続的に毎年、予算を措置しながら、その後、秋口に必要なところ、順番に対策が必要なところを順番に対策をするというような形で継続的にやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 上野武彦議員。

**○11番（上野武彦）** 要するに、管理に関しては、基本的に業者に委託しているような状況になっているというふうに思います。

ただ、その業者が天狗巣病を意識した対策を、依頼を受けた作業内容にきちんと位置づけてやっているのかどうかというのは、全く今の状況は対象になっていないような、そういう状況だというふうに言わざるを得ないという結果であります。

しかも、実際に、こういった公園の中にある桜の木、これが1本丸ごと枯れていると、こういう木がたくさん見られるのです。そういう木が、公園の中に存在すること自体が、管理を本当にやっているのかという疑いを生じざるを得ないというふうに思います。

例えば、寿公園の中には、1本丸ごと枯れ木になっているのがあります。それから、枝が腐れて、完全に枯れた枝がそのままついているのが2本だとか。それから、見晴公園では全く枯れてしまった桜の木が3本あります。それが、そのまま放置されているというようなことだとか、茎にくさびが入っているというような桜の木もそのまま放置されてあるとか。そういうような、本当に管理の対象にしているのかどうか、これが本当に疑われるような実態が今の公

園だとか、街路の実態になっていると言わざるを得ないのです。これは、やはり管理者がきちんと点検作業をしてやっているか、やっていないか、その結果をきちんと把握していないということが最大の問題ではないかというふうに思いますので、今後、このようなことがないように管理者、責任者は最終チェックをきちんと責任を持ってやっていただけるのかどうか、その辺確認をして終わりたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** ただいまの質問に対して、お答えいたします。

上野議員より、枯れている木、これは我々も確認しております。寿緑地については、先ほど言ったとおり、危険木ということで16本、そのうちに天狗巣病は7本入っておりますので、そして、この危険木については6月以降に契約して、夏場に木を切っていきたいと。見晴公園についても、まだ時期はあれですけれども、危険木を確認しておりますので、その分については予算付けて、今年中にやる対応を取っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上であります。

**○議長（木下 敏）** 土木課長。

**○土木課長（笠原泰之）** 今年度、また委託業務を出す予定となっておりますけれども、上野議員からのお話も踏まえながら、今年度、秋以降に業者のほうとよく話をしながら、枝の剪定について進めていけるよう実施してまいりますので、お願いいたします。

また、街路のソメイヨシノの管理方法などについては、職員のほうで、例えば木に番号をつけて管理するなどの、そういうことも検討しておりますので、そういう形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 教育総務課長。

**○教育総務課長（倍楼 司）** それでは、学校の管理については、私のほうから御答弁してまいります。

上野議員おっしゃるとおり、私ども、樹木の専門ではございませんので、対策については委

託という形でやらせていただいております。

ただ、どこを対策するかとか、その対策後については私どもも確認を取ってございますので、業者任せ、全部を任せている、そういう形でやっているわけではございませんので、まずその点について御理解をいただきたいと思えます。

今後の対策についても、上野議員おっしゃるとおり、天狗巣病を少しでもなくしたいというのは、私どもも同じ考えでございますので、その考えに沿って対策を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 私の調べた限りでも、まだ相当数の天狗巣病の桜があるという状況があります。それで、今後の対策をとっていくということは確認されておりますけれども、それをいつまで、この何百本というぐらいの桜がありますし、非常に高所の枝に発生しているものもあります。そういうものについては、重機を使わなければ対策も打てないというような状況で、本来、桜の木のこういった対策は、背があまり伸びないように管理しながら、天狗巣病対策を実施すれば、そういった高所作業とか、本当にクレーンを使ってやらなければならないというような事情が発生しないでやれるのではないかというふうにも思えます。

そういったことを考えると、今まで町の管理してきたこういった桜、これは一番古いので80年近くなっていると思えますが、それは任せってきたというようなことで、特に見晴公園なんかは密植していますので、木が競い合って上に向かって伸びるといったようなことで、桜の木に関しても、本来あるような高さではない高さまで伸びてしまっているのです。そういうような、今後の桜の管理についても、街路に関しては若い木もあります、植えてまだ10年、15年とか、そういうものもありますので、そういうのを伸びるに任せないで、こういう天狗巣病の管理なんかもしやすいような樹高に押さえなが

ら管理するというようなことにしていけば、こういったお金もかからないで管理もできるような状況もあると思えますので、その辺がひとつどうするか、そういった対策を打つかどうか。

それから、今、答えられましたけれども、いつまでこれ、いつまで、今発生している天狗巣病を全て切除するのか、これは5年、10年かけたら発生してきますので、その辺はできるだけ短期の間に、一、二年の間ぐらいにぜひ、完全に一旦除去してしまっ、そして、その病巣の発生部分には病気に対する対策の薬の散布だとか、そういうこともしながら抑えていく必要があるのではないかというふうに思えますので、そういった点で最後の答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 私のほうから都市公園についてですけれども、上野議員が言うには、ソメイヨシノについては枯木になっている部分が多々あります。昨年でありますけれども、都市公園ではないですけれども、桜の木については、危険木また天狗巣病ということで、高所作業車を使っての剪定も行っておりますので、あくまでこれは予算の範囲内でやっていくものでありますので、何年の間に全部1回強剪定するか、そういうものは不可能と考えておりますので、あくまでも引き続き継続的にしぶとく天狗巣病に対して、委託をしながら様子を見ていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからは全体の話ということで、お答えさせていただきたいと思っております。

それぞれの所管するところの道路、公園、教育委員会の部分のグラウンドといいますが、敷地内というところがございまして、秋に葉が落ちた段階で、ある程度はつきり分かるというようなこともございますので、その時点で、ある程度調査をして、それについてどのぐらいの把握が、徹底的に調査できるかまではちょっと予想できませんが、できるだけのもの

やらせていただいて、できるだけ対処できるような努めてまいりたいなど、当然、予算の範囲内といいたいでしょうか、そういう形になります。

ただ、やり方として、あるところをばらばら、ばらばらやっただうなのかなという感じはしますので、優先順位をつけて、今年はこちら、来年はここというように集中的にやっただうほうが効果はありそうだなという感じは受けて止めてございませうので、その辺は町のほうにといいませうか、内部のほうに任せてございませう、時間をいただきたいなと思っただうございませう。

いづれにしても、それだけ増えきてきているというよな状況であるのであれば、もう一度、再度調査をさせたいとだきたいということで、その調査の結果では、できる限りのもので天狗巢病をなくするよな方向で伐採のほうを考えていきたいと思っただうございませう。

それと、前提として高い木、古い木というのでしょうか、そういうものについても合わせて、管理のしやすいよな形のものも併せて検討してまいりたいなと思っただうございませうので、少し時間をいただきたいとだきたいということで御理解をお願いしたいと思っただうございませう。

以上です。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたしませう。

2時20分再開いたしませう。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたしませう。

通告順に発言を許しませう。

稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） こども家庭庁が発足されました。こども基本法の六つの基本理念を基に、様々な施策が考えられています。

町長の市政方針の中にも、子育て支援の充実について安心して子育てができる環境の確保を目指し、保育園・認定こども園等の連携を図り、待機児童を発生させない対策を図っていくとあります。町内の保育園・認定こども園の再

整備が喫緊の課題だと思っただうございませうし、老朽化も気になるところでもあります。

七飯町の子ども・子育て施策の取組について、次の点を伺いませう。

1、町内の保育園・認定こども園のゼロ歳から6歳までの定員割れ、また潜在的待機児童等の状況について。

2、町内の保育園・認定こども園の建物の状況について。（築年数、面積、構造体）。

3、保育施設改築に関する国や道の既存の補助事業について。

4、潜在的待機児童の解消についての経過と今後の対応について。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） それでは、1点目から4点目まで答弁してまいりませう。

1点目、町内の保育園・認定こども園のゼロ歳から6歳までの定員割れ、潜在的待機児童等の状況についてでございますが、町内の認可保育園の令和5年4月1日時点での利用定員数と申込数、実際の入所児童数と入所保留数で御説明いたしませう。

利用定員数は444人、申込児童数は457人、入所児童数は426人、入所保留数は18人となっております。

入所保留数18人の年齢別の内訳としては、ゼロ歳児が4人、1歳児が8人、2歳児が6人となっております。

続きまして、2点目の町内の保育園・認定こども園の建物の状況について（築年数、面積、構造体）でございますが、大中山保育所は、築年数23年、延べ床面積は644.01平方メートル、構造体は鉄筋コンクリートでございます。認定こども園七飯ほんちょう保育園は、築年数13年、延べ床面積は628.64平方メートル、構造体は木造。認定こども園どんぐりは、築年数は17年、延べ床面積は478.05平方メートル、構造体は木造。認定こども園七飯マリア幼稚園は、築年数は、旧園舎は17年、増築した新園舎は1年、延べ床面積は952平方メートル、構造体は木造。みどり保育園は、築年数38年、延べ床面積は400.04平

方メートル、構造体は鉄筋コンクリート。藤城保育園は、築年数42年、延べ床面積は400.07平方メートル、構造体は鉄骨造。大沼保育園は、築年数49年、延べ床面積は454.04平方メートル、構造体は鉄筋コンクリート、コンクリートブロック造。ななえ大川保育所は、築年数10年、延べ床面積は224.73平方メートル、構造体は木造でございます。

続いて、3点目の保育施設改築に関する国や道の既存の補助事業についてでございますが、国の補助制度として、就学前教育保育施設整備交付金というものがあります。この交付金は、保育所・認定こども園、または小規模保育事業所の新設、修理、改造、または整備に要する経費の一部に充てるため、国が交付する交付金です。対象経費や交付限度額などの細かな規定はありますが、負担割合は国が2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1となっております。

続いて、4点目の潜在的待機児童の解消についての経過と今後の対応についてでございますが、入所保留数の経過として、直近5年間の人数で御説明させていただきます。令和元年の入所保留数は28人、この年は待機児童がほかに10人発生しております。次に、令和2年の入所保留数は18人、令和3年は11人、令和4年は11人、令和5年は18人となっております。また、年齢別内訳については、令和3年度まではゼロ歳から4歳以上の全区分で発生しておりましたが、令和4年と5年は3歳以上の児童の入所保留は解消されております。

潜在的待機児童の解消という視点では、令和元年から2年にかけては、大きく減少しておりますが、令和3年と4年は7人減で推移し、本年、令和5年は7人増となっております。

なお、本年4月1日付での入所保留18人の方々の直近の状況としましては、現在は、町内、町外の保育園等に入所しているお子さんが10人、育児休業中が4人、求職活動中の方が3人、特定の保育施設を希望している方が1人となっております。

以上の経過から、今後の対応としましては、

本年度より開始しております七飯町認可外保育施設保護者負担軽減補助制度の活用について御案内するとともに、入所枠について、町内の保育施設等と情報共有しながら、保護者の方々に対して、きめ細かに御案内するなど、潜在的待機児童の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） こども基本法第10条において、都道府縣市町村は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画、自治体こども計画を定めるよう努めることとされているとあるのですけれども、これは、第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画ということでいいのかどうか、確認させてください。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） はい、その第2期子ども・子育て支援計画のことでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） これにおいて、今回、こども家庭庁が出されている補助金とかの対象になるのかというふうに思うのですけれども、この第2期子ども・子育て事業計画の中で、子ども・子育て会議とあるのですけれども、これはどれくらいの頻度で開催しているのでしょうか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 子ども・子育て会議は、まず、基本的には年に1回でございます。あとは、必要に応じて、審議する案件があれば、随時開催するというような性質のものでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） 新型コロナウイルス感染症の影響とかもあって、いろいろ子供を取り巻く環境というのは、いろいろ変わっていったらと思いますし、また、今回、こども家庭庁

でいろいろな施策が出ていると思うのですが、先ほどの補助金のほかに、例えば、そういう保育園とか認定こども園とかに情報とかはどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） お答えします。

国の補助制度としては、建物を改築したり、修繕したりするという部分の補助と、それから、保育の環境を整えていくための保育士の就業の条件ですとか、そういうものがあるのですが、新しく情報が入りましたら、まずは、都度でメール等でお知らせをする。それから、園長・所長会議というのを年に4回開催しておりますので、その都度、情報があれば資料を提供します。

そのほかに、個別に各施設から、法人から相談があれば、都度、相談に応じているというような状況でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） 本当に数多くの施策が行われていて、どの事業所にどういうのが当てはまるのかというところが、ちょっと分かりづらい部分もいっぱいあるのかなと思っていて、きめ細やかな、この園に対してとか、施設に対してこんな補助金があるよとか、こんな形でできるよというふうに案内ができればいいなというふうに思っています。

先ほどの待機児童のお話なのですが、人数が、やはり若干の待機児童が潜在的な部分も含めて出ていると思うのですが、やはりゼロ歳児から2歳児までが多くいると思うのですが、この解消について、保育士が足りないかという部分があると思うのですが、保育士の募集に関しては、どのような方法をとられているのか教えてください。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 保育士不足の解消に対しての保育士の募集というところでございますが、七飯町直営の大中山保育所の例で申しますと、まずは広報ですとかホームページ

ですとか、そういうところで募集をしているというところと、あとは、保育士バンクという制度がありますので、そちらの活用もお願いをして、そちらには保育士の資格を持っている方が自分のライフワークに合わせた働き方ができるような、私はパートで働きたい、私はフルタイムで働きたいというような、それぞれの働き方の希望がありますので、そういうことを聞き取りをしながら、申込があれば、直営の大中山保育所もそうですけれども、民間の保育園にも案内をして、こういう人が保育士バンクに登録したけれども、需要はありますかということで聞きながら、マッチングをさせていっているというようなところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） ほかの地域での取組なのですが、こういうのではがきとかをダイレクトに送って、現在の状況を確認したりとか、あと、働きませんかというアナウンスをされている地域もあるのですが、七飯町はそのような取組をしているのでしょうか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 直接はがきで御案内するというようなことはやっておりません。保育士の資格を持っている方の把握というところが、なかなか難しいので、今は、そのような取組はしておりません。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） ゼロ歳から2歳までの待機児童の解消について、保育士の方々をやはり雇っていくとか、充当していくというところが必要だと思うのですが、例えばなのですが、そういう方向けにしばらく働いていない方、またちょっとしか働いていないで、例えば結婚されたとか、離れた方に研修をやったりとか、実習をしたりとかして、働く機会の安心を与えるとか、そういう取組をしているところもあるみたいなのですが、今までそういう取組をされたことはありますか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） そのような取組は、七飯町ではやっておりませんので、今、お聞きしまして、ほかの自治体の取組で参考になることがありましたら、積極的に考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） あと、老朽化の部分なのですけれども、先ほどお聞きしましたら、やはり大沼保育園の49年、藤城保育園の42年、みどり保育園の38年と、かなり老朽化が、築年数がたっているのですけれども、今回の施策の中に、こういう改修とかの取組もあるのですけれども、このような計画はどんなふうになっていますか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 老朽化に関しての御質問ですね。藤城保育園ですとか、大沼保育園とか、耐用年数とか間近であったり、超えたりしているところもありますので、耐用年数というのは、原価償却などを計算するために規定されているのですけれども、実際の建物の寿命というのは、適切なメンテナンスを行なうことで延ばすことは可能ということですので、そういう民間の保育施設に関しても、関係法人が修繕ですとか、メンテナンスを加えながら、施設の維持を行なっているというふうには認識しております。

ただ、そうは申しましても、快適な保育環境ですとか、安心・安全な保育の観点からは、計画的な更新等というのは必要と考えております。

その上で、改築ですとか、大規模修繕をする場合には、費用もかかるということもありますので、民間法人から相談があれば、それぞれの条件、子供の人数とかによって補助の金額も変わってきますので、それぞれの条件に応じた補助内容などを紹介して、あと、手続についても非常に面倒で煩雑なので、そちらについても助言ですとか、支援はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） 先ほど、施設のほうから問合せがあればということだったのですけれども、ぜひ、そこは、例えば、メールで送られてきて、私もいろいろなメールが来たときに、結構本当にスルーしてしまって、見逃してしまう部分結構ありまして、それなので、その施設、施設によって、これに該当するとかというところを、ちょっと見てみてねとかというような感じで、声をかけることによって、その施設で使える補助金だったりとかがあると思いますので、その辺は積極的に、こちらのほうから投げかけていただければなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） そうですね、普段のメールのやりとりだと極めて事務的な形にはなってしまうので、私どもとしては、ちょっと話は違うのですけれども、保育の入所枠とかが空きができれば連絡をお互い情報共有して、電話ですとか、園長・所長会議の場でも、いろいろ情報共有する場はあるのですけれども、やはり、電話ですとか、直接対話をしてお話をして、あとは、園長先生が保健センターに顔を出すこともあるのですよね、そういうときにも、声がけをして、困っていることはないですかとか、そういうようなところでの声がけは心がけておりますので、そういうことをしながら、お互いに情報共有してきめ細かなよい関係を築いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） よい関係の中に、やはり一歩踏み込んで、やはりその施設の老朽化とか、使える支援というのをこちらのほうから投げかけるような努力をしていってほしいなと思います。

また、ほかの市町村で、国や道の補助の上乗せのほかに七飯町自身がさらにプラスして補助をしてやっているケースもあるのですけれども、七飯町でそういったことは考えてないのか

どうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） 町独自の補助というものの検討はないのかという御質問かと思ひます。

こちらに関しましては、保育園の改築または新設となると、本当に大きな費用がかかります。国の補助の補助割合にしても、町が4分の1というところで、そこはもう規定の範囲ですけれども、補助することになっておりますので、それを超えて補助を上乗せするという事になると、やはり、財政負担が伴いますので、これは必要があればこれから検討するとか、研究しながら考えなければならないことかなと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 稲垣明美議員。

○8番（稲垣明美） 実際、本当にお金が絡んでくる話なので、すぐにこうやるというふうには言えないと思うのですけれども、実際、このチャンスというか、こども家庭庁ができたときに、これだけ多くの施策が出ているので、これをやはり七飯町が子育てしやすい町に向かっていくためにも、その辺を今後考えていくことが必要だと思います。その辺について、もう少し御説明のほうをよろしく願ひいたします。

○議長（木下 敏） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子） こども家庭庁ができて、様々な施策が示されているところですので、私どもとしましては、勉強して、どのようなものが、その中のたくさんの施策の中でどれが七飯町に合っているかとか、どれが必要かとか、そういうところを研究しながら活用できるものは活用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

---

日程第5

同意第1号 副町長の選任について

---

○議長（木下 敏） 日程第5 同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） それでは、同意第1号副町長の選任について提案理由を御説明申し上げます。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、氏名工藤稔氏でございます。住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、副町長であります宮田東氏が令和5年6月30日で退任されることから、工藤稔氏を新たに副町長として選任したく、提案するものです。

工藤氏は、平成6年4月1日に北海道職員に奉職され、平成12年4月1日から平成14年3月31日まで当時の自治省及び総務省へ出向、同年4月1日に北海道職員に復職してから、現在まで道行政の第一線で御活躍され、その行政手腕は高く評価されているところでございます。

また、空知総合振興局の地域政策課課長、北海道本庁の地域政策課主幹、交通企画課主幹等を歴任しており、市町村行政全般に精通し、住民や外部団体との調整・渉外能力、課題解決に向けた企画力の優れた人材であって、豊富な見識を有しております。

よって、副町長として適任であることから、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、町長のほうから説明がございました。これまで、道のほうから町の職員を派遣によって補うということはありません。ですが、このように町の副町長という

人事について、道からの派遣で補うということは初めてのことであります。今、町長が説明されましたけれども、各種の重要な部門で活躍された方だというようなことでありましたけれども、七飯町の副町長ということになりますと、やはり、これまでの七飯町の行政の歴史だとか、いろいろな施策に精通していることが一つの条件ではなかったのかなというふうに思います。

そういったことで言えば、庁舎内に副町長の対応ができる人材がないということであったのか、それとも、いるけれども、今回はこういう形で一定の、町長としての目的を持った形で道からの派遣の人事を依頼したということなのか、その辺についての町長の考え、どうであったのか、その辺についてもう少し理解が得られるような説明がほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 実際、庁舎内には優れた管理職もおります。そしてまた、これまで3期9年間、宮田副町長には職員を育てていただいて、管理職もそれなりの知識と経験を持って、今、まだまだ伸び代を持っております。

今、社会情勢の中で、国の補助金・交付金関係だとか、起債の仕組みだとか、そのお金の流れだとか、制度が子ども・子育ての部分でも変わってきていますけれども、そういう国と道と、そのパイプも含めて、そしてまた、職員の育成も含めて、そういう全道でそういう経験をされた、そしてなおかつ、この方は市町村課のほうで勤務したことがありまして、市町村の行財政の相談窓口でもある市町村係長も経験しておりまして、そういう意味では、行政と財政と詳しい方でございます。また、道という大きな組織の中で今、主幹という形で職員の育成もされている方でございますので、町の管理職の方も、今、そういう意味で、そういう方を迎え入れることによって、一緒にまちづくりに進んでいながら、成長していただけるものというふうに考えておりまして、ここでワンポイント、外から初めての経験ではございますけれど

も、工藤稔さんを迎え入れて、そして、七飯町の管理職と交流をしながら、職員のますますの成長・育成をしながら、次には、中から副町長のほうに上げていく職員を育てていきたいという考えの中で、このたび、道からの派遣の副町長を受け入れたいという思いでございますので、御支援・御協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今、町長の答弁で、道のほうで主幹も務めて、また、ほかの自治体の中でも市町村の係長という形で経験も積んだ方だということでの推薦だということなのですが、そういった町の職員を育てて、そして、そういう人事に充てるということは、本来ならば、町がそういったところに派遣をして、人材を育てて、町に戻ってきてもらって、対応するというような独自の取組というのはあっていいと思うのですが、今回は、副町長という人事に全く七飯町の歴史やそういった行政の経緯、実情、こういったことを経験していない人材を直接充てるというのは、ちょっと違和感がやはりあるというふうに私は思っております。そういったことで言えば、これ、ちょっとどうかなという意見を述べざるを得ないわけです。

そういったことで、町長は、人材育成、2年後には育成して、対応していけるようにということですが、現在でも、副町長人事に対応できる人材がないわけではないという中での道からの人事派遣を依頼したということなのですが、その目的については、もう少しはっきり言っていたらいいなというふうに思います。要するに、町長は、この人事によって、七飯町の行政にどのようなことを実際は期待されているのか、そういったことをもう少しはっきり言っていたらいいなというふうに思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 具体的にいきますと、今年度、社会教育施設整備のほうに進んでまいります。図書館とスポーツセンターの基本構想、基本設計という中で、財源も見つけていかなければなりません。より有効な財源を探すという

ことで、道とのパイプ、国とのパイプ、そして、また今現在いる管理職を含めて七飯町の職員も、これまでに道との交流、派遣だとかで、研修・交流されてきた職員も数人、数多くおります。そういう部分で、そういう職員も含めて、今度は道から副町長という立場で迎える中で、こちらの役場職員のほうもそこを支えながら、自分たちのまた、より一層の成長をしながら、そして、この七飯町の行財政を安定させて、そしてまた、今、取りかかる図書館、スポーツセンターの施設の整備に向けて取り組んでいくのにちょうどいいスタートだというふうに考えておりますので、七飯町の歴史では初めてのことになるかと思っておりますけれども、そういう意味で、より交付金だとか、起債だとか、そういう事業の経費につきましては、道と、それから国とそういう部分での情報のスピード感だとか、そういうものも必要だったというふうに思います。職員と一緒にまちづくりのほうに進めていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、起立により採決を行ないます。

同意第1号 副町長の選任について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本件については、これに同意することに決定いたしました。

---

日程第6

同意第2号 監査委員の選任について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神崎和枝議員は除籍となります。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） 同意第2号 監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、氏名神崎和枝氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、神崎和枝氏は、平成11年5月から七飯町議会議員を務められ、現在、7期目の任期を迎えております。その間、平成19年6月から平成23年4月まで監査委員を、平成23年6月から同年12月まで議長を、平成27年5月から平成31年4月まで副議長を、令和元年6月から令和5年4月まで監査委員を歴任されております。

神崎氏は、昭和63年4月に旧第一勧業銀行に就職され、平成5年9月に同行を退職した後、同月に旧函館信用金庫に就職し、平成10年12月までの間、函館信用金庫役場派遣所において勤務され、公金の出納事務に携わっておりました。

財務管理及び行政運営に関し、優れた識見を有しており、監査委員として適任であることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営  
例規第111項により、討論を省略いたしたい  
と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略する  
ことに決定いたしました。

これより、採決を行ないます。

同意第2号 監査委員の選任について、これ  
に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決  
定いたしました。

神崎和枝議員の除籍を解きます。

---

日程第7

**同意第3号 固定資産評価審査委員会委員  
の選任について**

---

○議長(木下 敏) 日程第7 同意第3号固  
定資産評価審査委員会委員の選任についてを議  
題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長(杉原 太) 同意第3号固定資産評価  
審査委員会委員の選任について、提案理由を説  
明申し上げます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任  
したいので、地方税法第423条第3項の規定  
に基づき、議会の同意を求めます。

次の者とは、氏名堀純氏で、住所及び生年月  
日は議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、現在、固定資産評価  
審査委員会委員であります森忠昭氏が、令和5  
年6月26日で任期満了となることから、森氏  
の後任に堀純氏を選任したく、提案するもので  
ございます。

堀氏は、大沼で会社役員として勤務されてお  
り、大沼岳陽学校PTA会長のほか、七飯町ま  
ち・ひと・しごと創生推進委員会委員などの要

職を務められており、周囲の信望も厚く、税に  
対する知識や固定資産評価についての豊富な識  
見を有しており、固定資産評価審査委員会委員  
として適任者であります。

よって、地方税法第423条第3項の規定に  
基づき、議会の同意を求めます。

御同意くださいますようよろしくお願い申し  
上げ、提案説明といたします。

○議長(木下 敏) これより質疑を許しま  
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営  
例規第111項により、討論を省略したいと思  
いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、討論を省略する  
ことに決定いたしました。

これより採決を行ないます。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選  
任について、これに同意することに御異議ござ  
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決  
定いたしました。

---

日程第8から日程第21まで

**同意第4号から同意第17号まで  
農業委員会委員の任命について**

---

○議長(木下 敏) 日程第8 同意第4号農  
業委員会委員の任命についてから、日程第21  
同意第17号農業委員会委員の任命についてま  
で、以上14件を一括して議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長(杉原 太) 農業委員会委員の任命に  
ついて提案理由を御説明申し上げます。

同意第4号農業委員会委員の任命についてから、同意第17号農業委員会委員の任命についてまでの、以上14件について一括して提案理由を御説明申し上げます。

同意第4号から同意第17号までの14件の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由となりますが、14件、いずれも農業委員会委員が令和5年7月19日で任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集応募した者について、七飯町農業委員候補者評価委員会において実施した評価の結果を尊重し、農業委員会の委員を任命することについて、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

始めに、同意第4号の次の者とは、氏名山川明氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第5号の次の者とは、氏名小澤大栄氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第6号の次の者とは、氏名宮本猛氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第7号の次の者とは、氏名青山誠氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第8号の次の者とは、氏名平野博章氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第9号の次の者とは、氏名松田永氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第10号の次の者とは、氏名澤田雄一氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第11号の次の者とは、氏名池田泰久氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第12号の次の者とは、氏名岩崎和彦氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第13号の次の者とは、氏名杉村久悦氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第14号の次の者とは、氏名宮田学氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第15号の次の者とは、氏名千島武氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第16号の次の者とは、氏名神秀子氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

次に、同意第17号の次の者とは、氏名宮後英子氏で、住所及び生年月日は議案に記載のとおりでございます。

以上、14名の方々を適任と考え、任命したいと存じますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題としております14件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により、14件全ての討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、一括議題としております14件は、全て討論を省略することに決定いたしました。

これより採決を行ないますが、提案ごとに順次行なってまいります。

最初に、同意第4号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。



よって、本件については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第17号農業委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、同意することに決定いたしました。

---

散 会 宣 告

---

○議長(木下 敏) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時06分 散会